

第2次高畠町都市計画 マスタープラン

概要版

活気に満ちた生活が実現できる
持続可能なまちづくり



令和2年3月
高畠町



高島町都市計画マスタープランの見直しにあたって

「都市づくりの将来像」

【活気に満ちた生活が実現できる持続可能なまちづくり】

都市計画マスタープランは、住民と行政が都市づくり・地域づくりの課題を共有し、町民の皆様と一緒に将来像の実現に向けて前進していくための指針となるものです。

このたび、平成 15 年 3 月に策定しました初期の高島町都市計画マスタープランを見直し、町の健全な発展と秩序ある整備のための土地利用を図りながら、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動することを基本理念と位置付け策定を行いました。

近年は、人口減少・少子高齢化が進行し、空き家や遊休農地の発生、地域活動や農業等の担い手不足が懸念され、さらに、頻発する自然災害への対応など社会情勢が大きく変化しています。当町においては、高齢者や子育て世代にとって、安全で安心な暮らしができ、健康で快適な生活環境を実現することや、財政面において持続可能な都市経営を行うことが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住宅がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉と交通を含めた都市全体の構造も考えていくことが重要となっています。

これからは、この都市計画マスタープランを基本として地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あるまちづくりに資するとともに、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図りながら自立し、持続可能なまちづくりを目標に実現化方策にある事業を推進して参ります。

結びに、都市計画マスタープランの策定にあたり、アンケート調査や地区懇談会での貴重なご意見やご提言を賜りました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

○都市計画のマスタープランの役割

都市計画マスタープランとは、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として、地区別の将来のあるべき姿を具体的に明示し、地域における都市づくりの課題と、これに対応した整備等の方針を目標年次としておおむね 20 年後を見据えて総合的に定めた計画である。



令和 2 年 3 月 高島町長 寒河江 信

目次

序章	はじめに	1
序-1	改定の目的	1
序-2	計画の位置付け	1
序-3	都市計画マスタープランの役割	2
序-4	目標年次	2
序-5	対象範囲	2
第1章	まちづくりの課題の整理	3
1-1	社会経済情勢の整理	3
1-2	課題の整理	5
1-2-1	土地利用に関する課題	5
1-2-2	都市施設に関する課題	7
1-2-3	都市環境に関する課題	9
第2章	全体構想	11
2-1	都市づくりの理念	11
2-1-1	都市づくりの基本理念	11
2-1-2	都市づくりの基本目標	12
2-2	将来フレームの検討	14
2-2-1	人口フレーム	14
2-3	将来都市構造の検討	15
2-3-1	都市拠点	15
2-3-2	都市軸	16
2-4	分野別構想	19
2-4-1	土地利用の方針	19
2-4-2	都市施設の方針	22
2-4-3	都市環境の方針	26
第3章	地域別構想	27
3-1	高畠地区	28
3-1-1	地区の概況	28
3-1-2	地区の課題	33
3-1-3	地区のまちづくりのテーマ	34
3-1-4	地区のまちづくりの方針	34
3-2	屋代地区	37
3-2-1	地区の概況	37
3-2-2	地区の課題	42
3-2-3	地区のまちづくりのテーマ	43
3-2-4	地区のまちづくりの方針	43
3-3	糠野目地区	46
3-3-1	地区の概況	46
3-3-2	地区の課題	52

3-3-3 地区のまちづくりのテーマ	52
3-3-4 地区のまちづくりの方針	52
第4章 実現化方策	56
4-1 協働によるまちづくり	56
4-1-1 住民参加の推進	56
4-1-2 住民主体のまちづくり活動への支援	56
4-1-3 まちづくりに関する情報の提供	56
4-1-4 国・県・関係機関との連携	57
4-2 実現に向けての都市計画の役割	57
4-2-1 都市計画決定・変更の方針	57
4-2-2 市街地整備・都市施設整備の推進	58
第5章 参考資料	63

序章 はじめに

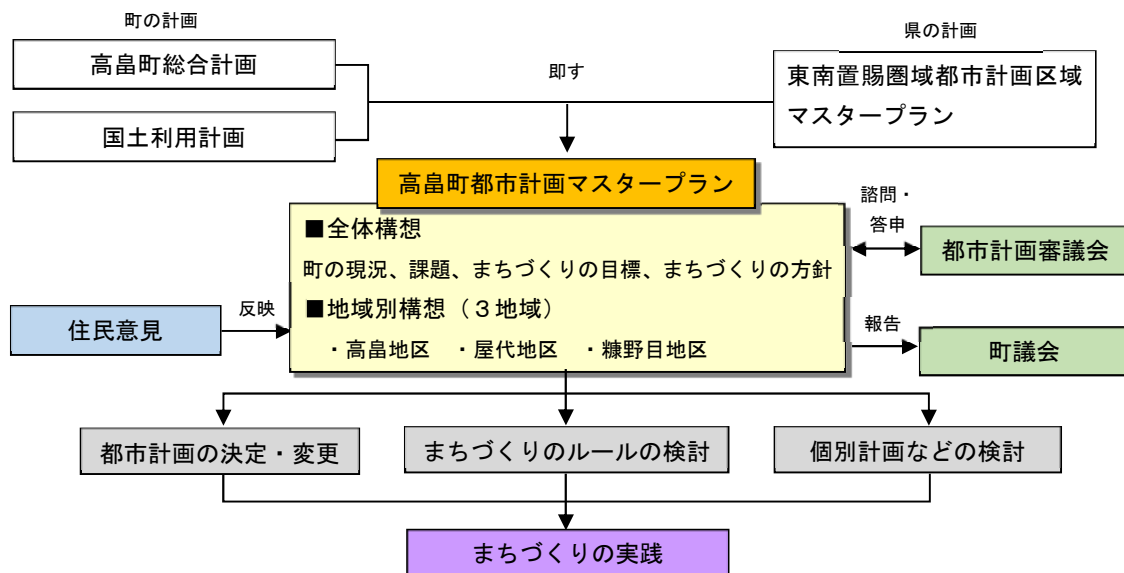
序ー１ 改定の目的

- 都市計画マスタープランは、平成４年の都市計画法の改正により、各市町村が都市計画法第１８条の２に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定められることとなりました。
- 現行の「高島町都市計画マスタープラン」は、平成１５年３月に策定され、高島町総合計画に即したまちづくり計画として、その役割や機能を担ってきました。策定から１５年が経過し、この間、社会経済情勢は、人口の減少傾向への転換や急速に進む少子高齢化、高度情報化の進展、環境問題の深刻化、住民の価値観の多様化など、ライフスタイルそのものが大きく変化している状況です。同時に、都市における中心市街地の空洞化や地域コミュニティの衰退など町が抱える問題も様変わりしてきており、実情に即した計画策定のため見直しを行うこととしました。
- 今回の見直しについては、県が策定した「東南置賜圏域都市計画区域マスタープラン」や町の上位計画である「第６次高島町総合計画」と整合を図り、町全体及び地区ごとの風土・歴史文化、産業などの特性を見極め、課題を捉えるとともに、これから概ね２０年間（令和２２年（２０４０年）を目標）にわたる町の目指すべき姿や町民にわかりやすいまちづくりの方針を示すことを目的とします。

序ー２ 計画の位置付け

- 都市計画マスタープランに定められる内容は、概ね２０年後の長期的な展望に立った「目指すべき町の姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものであり、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針となります。
- 都市計画マスタープランの構成は、町全体の構想と地域特性を十分に踏まえた地域別構想の２つの計画で構成されます。
- また、策定にあたっては地域住民の意見、意向を取り込んでいくことが重要とされています。

図 都市計画マスタープランの位置付け



序ー3 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、高島町総合計画の理念を受け、長期的視点からまちづくりの方針や、将来の土地利用・都市施設整備の方針などを明らかにするもので、具体的には次の役割を持っています。

(1) 個別の都市計画の決定・変更の指針としての役割

- ・用途地域の変更や拡大、市街地開発事業等（土地区画整理事業等）の位置付け、道路、公園、下水道等の都市施設の決定等の指針となります。

(2) 民間における各種開発等に対する指導指針としての役割

- ・都市計画区域内で行われる開発行為等を適正に誘導するための指導指針となります。

(3) 農林行政や自然保護行政等との調整の指針となる計画

- ・「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」との土地利用調整の指針となります。

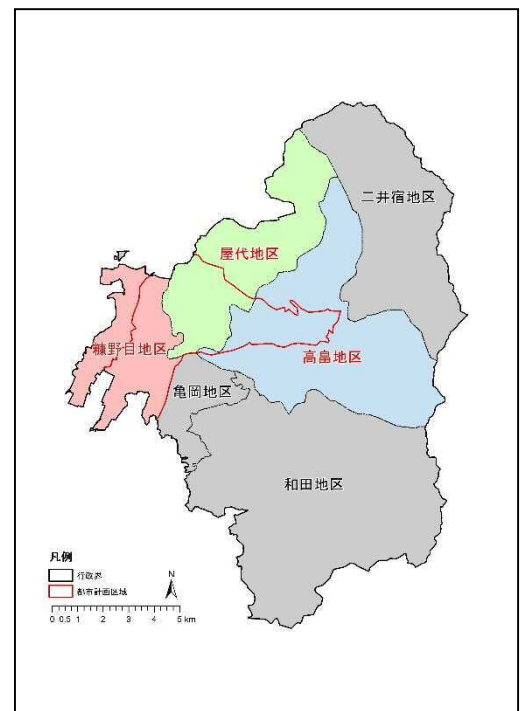
序ー4 目標年次

本都市計画マスタープランの目標年次は、策定年次より概ね 20 年後の令和 22 年（2040 年）とします。

また、社会情勢の変化など、必要に応じて計画を見直すこととします。

序ー5 対象範囲

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものであるため、本都市計画マスタープランの対象範囲は、都市計画区域を有する高島地区、屋代地区、糠野目地区を中心とした地域を対象とします。



第1章 まちづくりの課題の整理

1-1 社会経済情勢の整理

(1) 災害に強い、安全・安心の意識の高まり

- 東日本大震災などの地震災害、各地にみられる局地的な集中豪雨によるがけ崩れや浸水被害など、都市に大きなダメージを与える災害が頻繁に発生しています。
- 災害に強い、災害に備えた、安全に生活し、安心して暮らせる住環境づくりと復興まちづくりが求められており、本町においても、官民が一体となった復興まちづくりを進めています。

(2) 人口減少社会の到来

- 我が国は、人口減少の時代を迎えています。
- 県の人口推計では、今後も人口減少が続くと予測されており、今後 20 年間ににおいても人口の増加は見込めない状況です。
- 本町においても減少傾向にあり、将来的にも人口減少は避けられないと予測されており、「たかはた未来創生人口ビジョン」では令和 22 (2040) 年で約 20,300 人を確保することを目標としています。

(3) 少子高齢社会の進行

- 晩婚化や出生率の低下、平均寿命の伸長など、少子高齢社会が進行しています。
- わが国では、団塊世代の大量退職の時期を迎え、生産年齢人口の減少に伴う社会経済活動の活力低下が懸念されています。
- 高齢者や子育て世代をはじめとするすべての人に優しい、安心して暮らせる都市づくりが求められており、本町においても少子高齢化が進展していることから、その対応が必要です。

(4) 地球環境問題の顕在化

- 温室効果ガスの過剰排出による地球温暖化など地球規模での環境問題が顕在化しています。
- 自治体や企業のみならず住民のエコに対する意識や活動・取り組みは高揚しています
- まちづくりにおいては、低炭素社会づくりへの対応が求められています。また、本町の貴重な資源である自然の保全も必要です。

(5) コンパクトなまちづくりへの転換

- これまでのまちづくりは、モータリゼーションの進展や人口の増加により、住宅市街地や大型商業店舗、公共公益施設が郊外に立地するなど、様々な都市機能が拡散する傾向にありました。
- その結果、全国的な中心市街地の衰退による空き家・空き店舗の増加や市街地整備・維持に係る財政負担の増大など、まちづくりを進める上で大きな支障となっています。
- 本町においても、都市機能がコンパクトに集約した、将来にわたって持続可能な都市構造の創造、公共交通ネットワークの再構築が求められています。

(6) 価値観・生活様式の多様化

- 大量生産・大量消費という物質万能の時代から「ゆとり」「やすらぎ・うるおい」を求める時代へと移り変わり、人々の生活の豊かさは「量」より「質」の向上が求められています。人々の価値観、生活様式や核家族化等による家族形態の変化による多様化する住環境ニーズへの対応が都市づくりに求められています。
- 人々の価値観の多様化により、街の質やイメージを向上させるものとして、美しい、優れた「景観」に対する意識が高まっています。
- 本町においても、自然景観・眺望、歴史・文化景観、街並み景観などを先人から受け継ぐとともに、新たな景観を育て、次世代へ継承し、都市の豊かさを守り、創造していくことが求められています。

(7) 地方分権社会の進展と自立した都市の形成

- 「地方分権改革推進法」の成立など、地方自治体は、自己決定・自己責任の下、行政能力の向上や財政基盤のさらなる強化が必要です。
- 本町においても、住民参加や民間活力によるまちづくりを推進し、自立した都市を形成していくことが求められています。

1-2 課題の整理

1-2-1 土地利用に関する課題

(1) 住宅地

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・ 少子高齢社会への対応 ・ 生活様式、居住に求める価値観の多様化 【本町の現況】 ・ 総人口は昭和 60 年をピークに減少 ・ 世帯あたり人員は減少傾向であり、核家族化の進行 ・ 少子高齢化の進行 ・ 用途地域外への宅地化の進行 【法制度や上位関連計画】 ・ 都市機能の集積を推進するとともに、計画的な土地利用による機能的な市街地の形成 ・ 安全で安心な暮らしやすいまちづくりを推進し、良好な生活環境を整備 【町民アンケート】 ・ 地区の役割として、快適な住環境を提供する役割がいずれの地区でも上位となっている

課題
■ 安全かつ快適に過ごせる住環境づくりを進める必要があります。 ■ 無秩序な市街地開発を抑制し、市街地への居住を誘導し、コンパクトなまちづくりを進める必要があります。

(2) 商業地

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・ 中心市街地の衰退化や空き店舗の増加 【本町の現況】 ・ 第 3 次産業人口比率の増加 ・ 商店数、従業者数、年間販売額は減少 ・ 米沢市や南陽市へ買い物の場を依存 【法制度や上位関連計画】 ・ 高畠地区、糠野目地区の 2 つの市街地の連携を図り、それぞれの役割や利便性を高めるため、交通環境の確保、生活基盤の整備を図り、住宅地や商業・業務地の計画的な集約・誘導を推進 【町民アンケート】 ・ 買物環境に関する満足度は、地域格差が大きく、特に糠野目地区の満足度が低い ・ 将来の地区のイメージとして、高畠地区では商業地としてにぎわいのある地区のイメージが強い

課題
■ 本町にふさわしい、都市機能が集積する市街地づくりが必要です。 ■ 高畠地区の中心市街地の魅力とにぎわいの創出を図る必要があります。 ■ 高畠地区、糠野目地区の 2 つの市街地の役割を明確にし、それぞれ拠点としての魅力を高める必要があります。

(3) 工業地

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・ 6次化産業など地域資源・特性を活かした新たな産業振興 【本町の現況】 ・ 事業所数、従業者数、製品出荷額は減少傾向 ・ 工業系用途地域の一部が工業用地として利用されていない ・ 東北中央自動車道の南陽高畠 IC から山形上山 IC の区間が平成 31 年 4 月 13 日に開通した 【法制度や上位関連計画】 ・ 東北自動車道の IC や JR 高畠駅周辺は交通の利便性を生かした企業誘致や産業の創造振興 【町民アンケート】 ・ 雇用の場に関する満足度が低く、今後必要な取組みとしても、産業・業務施設の誘致が必要との意見が多い

課題
■雇用促進、産業の活性化を支援する基盤づくりが必要です。 ■本町における工業系用途地域の土地利用のあり方を検討する必要があります。

(4) 農地・山林

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・ 環境保全に対する意識の高まり 【本町の現況】 ・ 就農者の高齢化や農業離れ等により、農家数、経営耕地面積、農業従事者数ともに大きく減少 ・ 用途地域を除く都市計画区域のほぼ全域が農業地域に指定 【法制度や上位関連計画】 ・ 優良農用地や田園環境の維持・保全、営農環境の向上とゆとりある田園集落の環境整備を図るとともに、地域の資源を生かした観光や交流を進める 【町民アンケート】 ・ 自然や公園等の緑が豊かであることが本町の魅力と考える意見が多い ・ 屋代地区は農林業を支える地区のイメージが強い

課題
■良好な農用地を維持・保全するとともに、農業集落環境の向上を図る必要があります。 ■第 1 次産業の振興と併せ、田園など地域資源の観光、交流、景観形成に向けた有効活用が必要です。

1-2-2 都市施設に関する課題

(1) 交通施設

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・ 少子高齢化に対応した歩行空間の形成、公共交通の役割の見直し ・ 既存ストックの維持・長寿命化 【本町の現況】 ・ 東北中央自動車道及び3つの国道が幹線道路の役割を果たしている ・ 高島駅の乗降客数は減少傾向 ・ 高島町と米沢市を結ぶ路線バスの他にデマンドタクシーが運行 【法制度や上位関連計画】 ・ 高島地区と糠野目地区の2つの市街地の連携を図りそれぞれの役割や利便性を向上 【町民アンケート】 ・ 公共交通に関する満足度が低く、また、将来コンパクトなまちづくりを実現するためには、公共交通の充実が重要と考える意見が多い

課題
■ 広域連携を促進する国、県道など幹線道路を維持する必要があります。 ■ 安全で快適な生活のため、身近な町道の整備や歩行空間を確保する必要があります。 ■ 町民が気軽に利用できるデマンドタクシーなどを中心とした公共交通の維持、充実が必要です。

(2) 公園・緑地

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・ 少子高齢化や防災機能の向上など、公園に求める機能・ニーズの変化 【本町の現況】 ・ 高島地区と糠野目地区を結ぶ歩行者自転車専用道路のまほろばの緑道が整備 【法制度や上位関連計画】 ・ 県南県立自然公園区域など貴重な自然資源を有している森林地域は積極的に環境保全 【町民アンケート】 ・ 自然や公園等の緑が豊かであることが本町の魅力と考える意見が多い一方、公園の整備に関する満足度は比較的低い

課題
■ 町民の憩いの拠点となる公園・緑地を維持・確保する必要があります。 ■ 地域コミュニティ形成や防災などに配慮し、公園・緑地を適正配置する必要があります。

(3) 公共下水道及び河川

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・ 公共施設の総合的な維持管理に関する計画の策定 ・ 地震、水害など災害に対する住民意識の高まり 【本町の現況】 ・ 下水道は公共下水道及び最上川流域下水道で処理 ・ 下水道の整備率は 87.7% 【法制度や上位関連計画】 ・ 河川、污水及び雨水排水施設の各整備計画と整合を図りながら、治水安全性の向上及び生活環境の改善を図る

課題
■ 災害に強いまちづくりのため、河川、水路などの治水機能を強化する必要があります。 ■ 快適な住環境と自然を保全するため、下水道施設を適切に維持・管理していく必要があります。

(4) 公共公益施設

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・ 公共施設の総合的なあり方に関する計画の策定 【本町の現況】 ・ 公共公益施設は 45 箇所、高畠地区の用途地域内に多く分布 【法制度や上位関連計画】 ・ 保有する公共施設を、人口減少や人口構造の変化を見据え縮減 ・ 新規の施設整備事業については、単独施設の新規整備は行わず、施設の複合化・集約化、廃止・統合を基本とする 【町民アンケート】 ・ 子育て施設や高齢者福祉施設の整備については、満足度が低く、福祉が充実したまちづくりを求める声が多い ・ 医療施設や福祉施設の充実が求められている

課題
■ 市街地に集積されている都市施設の機能維持と、適正な再配置による利便性の向上を図る必要があります。 ■ 高齢者等だれもが安心して利用できる施設のバリアフリー化を促進する必要があります。

1-2-3 都市環境に関する課題

(1) 景観

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・市街地や集落の景観づくりへの意識の高まり 【本町の現況】 ・四季折々の多彩で豊かな自然景観が展開 【法制度や上位関連計画】 ・「まほろばの里たかはたまちづくり景観条例」の制定などによる景観まちづくりが進められている 【町民アンケート】 ・地域の歴史・文化性の高さが本町の魅力と考える意見が多い ・高畠地区は歴史・文化・伝統を引き継ぐ地区のイメージが強い

課題
■山、河川、田園などの自然景観を保全する必要があります。 ■町の歴史資源の保全を図るとともに、歴史的景観の維持・活用を図る必要があります。 ■住民が主体となった街の景観づくりを誘導する必要があります。

(2) 防災

現況・計画の位置付け等
【今日の社会情勢】 ・地震、水害など災害に対する住民意識の高まり 【本町の現況】 ・用途地域内にも 3m以上の浸水想定区域が指定されている 【法制度や上位関連計画】 ・東日本大震災、熊本地震等を教訓に、防災に関連する法制度が強化 【町民アンケート】 ・災害時の避難路、避難場所に関する満足度が低く、また地区に必要な施設は消雪施設と考える意見が多い

課題
■防災拠点施設や安全な避難路・避難道路の確保、建築物の耐震化、防災体制の強化など、災害に強く安全なまちづくりを進める必要があります。 ■市街地の浸水想定に対応した防災まちづくりを進めていく必要があります。

(3) 環境

現況・計画の位置付け等	課題
【今日の社会情勢】 ・エコに対する意識や活動・取り組みの高まり ・低炭素社会づくりへの対応や本町の貴重な資源である自然の保全が必要 【本町の現況】 ・町域の東側は山に囲まれ、最上川等の河川が町内を流れる 【町民アンケート】 ・本町は自然環境に恵まれた町のイメージが強い ・リサイクルなどの環境への配慮については、満足度は高いものの、比較的重要度は低い	■本町を象徴する山、河川などの豊かな自然を保全・活用する必要があります。 ■自然に配慮し、環境負荷の少ない資源循環型のまちづくりを進めていく必要があります。

第2章 全体構想

2-1 都市づくりの理念

2-1-1 都市づくりの基本理念

本町においては、町全体の総合的な振興・発展を目指し、平成21年度から30年度までを期間とした「第5次高島町総合計画」を町の最上位計画として策定し、これに基づいたまちづくりを進めてきました。

次期計画であり、町の将来の姿を示す「第6次高島町総合計画基本構想」では、まちづくりの基本理念を以下のように示しています。

本都市計画マスタープランでは、「第6次高島町総合計画基本構想」と同様に、本町と町民のまちづくりへの考え方が示された高島町町民憲章を都市づくりの基本理念として位置付けます。

【第6次高島町総合計画基本構想におけるまちづくりの基本方針】

高島町では、伝統と基盤を大切にしながら、同時に新しい時代の価値を積極的に創造し、生き生きと躍動する町、心の通い合うまちづくりをめざし、昭和54年に高島町町民憲章を制定しています。

前文にある「ゆたかな土」は、多彩な地域農業の可能性を示し、「みがかれた技」は、全ての技能の向上を意味し、「深いまごころ」は町民全ての心がまえを表しています。また、「自治の里」という表現の中には、地域の運命を主体的に、力を合わせてきりひらこうとする町民の意思と願いがこめられています。

第6次総合計画では、このような普遍的な価値観や考え方の基本が述べられた町民憲章をまちづくりの基本理念として位置付け、この理念のもと町民とともに計画を進めていきます。

高島町町民憲章

わたくしたちは、奥羽の山なみにいだかれた天恵の自然風土と、縄文のいにしえからの歴史と文化遺産をもつ、まほろばの里の住民です。先人のきずいたすぐれた基盤の上に新しい創造を重ね、うるおいと活力にみちた人間の町づくりをめざします。

わたくしたちは、高島町民としての誇りと責任をもってここに5つの誓いをたて、ゆたかな土の香りとみがかれた技と、深いまごころが織りなす自治の里をつくるために、力を合わせます。

わたくしたちは

- 一、自然と歴史を大切にし、調和のあるまちをつくります。
- 一、からだをきたえ温かい心を育て、生きがいのあるまちをつくります。
- 一、誇りと喜びをもって働き、活力のあるまちをつくります。
- 一、たがいに学び合い文化を高め、知性のあるまちをつくります。
- 一、郷土を愛し若い力を伸ばし、希望のあるまちをつくります。

昭和54年11月3日制定

2-1-2 都市づくりの基本目標

都市づくりの基本理念を踏まえ、本都市計画マスタープランにおける将来像は、以下のように設定します。

【都市づくりの将来像】

活気に満ちた生活が実現できる持続可能なまちづくり

また、町の将来像を実現するための、都市づくりの目標を次のとおり掲げます。

- (1) 生活の利便性が高く、持続可能な都市構造の形成をめざします
 - 2極化した市街地の位置付けの明確化
 - コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づいた都市構造の形成
- (2) 地域の活性化、雇用の促進につながる産業基盤の形成をめざします
 - 主要産業である農業の振興
 - 計画的な土地利用誘導による産業拠点の形成
- (3) 豊かな自然を保全し、共生する生活環境の維持・向上をめざします
 - 農地などの自然の保全・活用
 - 公園・緑地の維持・保全
 - 集落の生活環境の維持・向上
- (4) 地域資源を生かした観光・交流の促進、景観の形成をめざします
 - 観光・交流のネットワークの形成
 - 貴重な歴史資源や伝統を生かした景観づくりの推進

■将来像と都市づくりの目標の流れ

町の現況・課題

〔住宅地〕 安全かつ快適に過ごせる住環境づくりを進める必要がある。 市街地への居住を誘導し、コンパクトなまちづくりを進める必要がある。
〔商業地〕 本町にふさわしい、都市機能が集積する市街地づくりが必要である。 高畠地区の中心市街地の魅力とにぎわいの創出を図る必要がある。 高畠地区、糠野目地区の2つの市街地の役割を明確する必要がある。
〔工業地〕 雇用促進、産業の活性化を支援する基盤づくりが必要である。 工業系用途地域の土地利用のあり方を検討する必要がある。
〔農地・山林〕 良好な農用地を維持・保全、農業集落環境の向上を図る必要がある。 第1次産業の振興、田園など地域資源の有効活用が必要である。
〔交通施設〕 国、県道など幹線道路を維持する必要がある。 身近な町道の整備や歩行空間を確保する必要がある。 バスなどを中心とした公共交通の維持、充実が必要である。
〔公園・緑地〕 憩いの拠点となる公園・緑地を維持・確保する必要がある。 コミュニティや防災などに配慮した公園・緑地の適正配置が必要である。
〔公共下水道及び河川〕 河川、水路などの治水機能を強化する必要がある。 下水道施設を適切に維持・管理していく必要がある。
〔公共公益施設〕 施設の機能維持と適正な再配置による利便性の向上が必要である。 安心して利用できる施設のバリアフリー化を促進する必要がある。
〔景観〕 山、河川、田園などの自然景観を保全する必要がある。 歴史的景観の維持・活用を図る必要がある。 住民が主体となった街の景観づくりを誘導する必要がある。
〔防災〕 災害に強く安全なまちづくりを進める必要がある。 市街地の浸水想定に対応した防災まちづくりを進める必要がある。
〔環境〕 山、河川などの豊かな自然を保全・活用する必要がある。 環境負荷の少ない資源循環型のまちづくりを進める必要がある。

上位計画の基本方針

第6次高畠町総合計画

めざすまちの姿

- 1 「高畠町で子どもを生み育てたい人が増えている」
- 2 「みんなが楽しみながら子どもを大切に育てている」
- 3 「学びの場が充実して、魅力ある”高畠人”が育っている」
- 4 「技の継承と新たな取組で、産業に活力が生まれている」
- 5 「夢や希望が実現しライフスタイルに合った働き方ができている」
- 6 「安心して生活できる環境があり、心豊かに暮らしている」
- 7 「一人ひとりが健やかで、ゆるやかに支え合っている」
- 8 「年を重ねても誰もが自分らしくいきいきと暮らしている」
- 9 「みんなで未来に向けたまちづくりを進めている」
- 10 「高畠町の魅力が伝わり、訪れる人、戻る人、移り住む人が増えている」

高畠町第4次国土利用計画

町土利用の基本方針

- ① 町土の有効利用及び土地利用転換の適正化
 - ・公益的機能の維持・向上、災害に強い安全な土地利用
 - ・低未利用地の有効利用
 - ・土地の高度利用及び計画的に良好な市街地の形成と再生
 - ・自然環境の適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用
 - ・自然的土地利用の維持を基本とした計画的な土地利用転換
- ② 町土利用の質的向上
 - ・安全で安心できる町土利用
 - ・自然との共生・循環を重視した町土利用
 - ・美しくゆとりある町土利用
- ③ 町土利用をめぐる新たな動きへの対応
 - ・町民一人ひとりが町土管理の一翼を担う主体的な取り組みを促進

【都市づくりの理念】

- ・自然と歴史を大切にし、調和のあるまちをつくります
- ・からだをきたえ温かい心を育て、生きがいのあるまちをつくります
- ・誇りと喜びをもつて働き、活力のあるまちをつくります
- ・たがいに学び合い文化を高め、知性のあるまちをつくります
- ・郷土を愛し若い力を伸ばし、希望のあるまちをつくります

【住民アンケート結果】

【高畠町のイメージ】

- 〔1位〕自然環境に恵まれたまち
- 〔2位〕歴史・文化性に優れたまち
- 〔3位〕田園と市街が共存するまち
- 〔4位〕農林業が中心のまち
- 〔5位〕健康と福祉のまち

【高畠町の良いところ】

- 〔1位〕自然や公園等の緑が豊かにある
- 〔2位〕地域の歴史・文化性の高さ
- 〔3位〕学校や公民館等が充実している
- 〔4位〕良好なまちなみ
- 〔5位〕買物等に便利

【魅力を高めるために必要な取組み】

- 〔1位〕出産、子育て、教育施設の整備を進め、子育てしやすいまちづくりを進める
- 〔2位〕産業・業務の施設を誘致し、雇用、働く場を創出するまちづくりを進める
- 〔3位〕医療、福祉施設の整備やバリアフリー化を進め、高齢者に優しいまちづくりを進める

【まちづくりのキーワード】

- | |
|---------------------------------|
| 〔都 市 構 造〕：2つの市街地、コンパクトプラスネットワーク |
| 〔道 路 ・ 交 通〕：歩行空間、公共交通 |
| 〔商業地・業務地〕：買い物利便、にぎわい |
| 〔工 業 地〕：雇用促進、企業誘致 |
| 〔農地・集落地〕：農業振興、保全、たかはたブランド |
| 〔公 園 ・ 広 場〕：まほろばの緑道、憩いの場 |
| 〔自 然〕：保全、田園風景 |
| 〔観光地・交流施設〕：道の駅たかはた、地域資源 |
| 〔歴史・文化資源〕：歴史的景観、継承 |

【都市施策で足りないもの（満足度・重要度から）】

- | | |
|-----------|--------------|
| （都市全体） | （お住まいの地区レベル） |
| 〔1位〕働く場所 | 〔1位〕歩道整備 |
| 〔2位〕医療施設 | 〔2位〕バス・鉄道 |
| 〔3位〕バス・鉄道 | 〔3位〕買い物店舗 |
- ・生活するうえで基盤となる雇用の場の確保や疾病による治療機関の整備、高齢化などの交通弱者の足となる交通システムなどの課題が浮き彫り。

社会経済情勢の整理

- （1）災害に強い、安全・安心の意識の高まり
 - ・東日本大震災などの地震災害、局地的な集中豪雨によるがけ崩れや浸水被害などが頻繁に発生
 - ・安全に生活し、安心して暮らせる住環境づくりと復興まちづくりが求められている
- （2）人口減少社会の到来
 - ・今後20年間においても人口の増加は見込めない状況
- （3）少子高齢社会の進行
 - ・晩婚化や出生率の低下、平均寿命の伸長など、少子高齢社会が進行
- （4）地球環境問題の顕在化
 - ・温室効果ガスの過剰排出による地球温暖化
 - ・低炭素社会づくりへの対応
- （5）コンパクトなまちづくりへの転換
 - ・中心市街地の衰退による空き家・空き店舗の増加や市街地整備・維持に係る財政負担の増大
 - ・都市機能がコンパクトに集約し、持続可能な都市構造の創造、公共交通ネットワークの再構築
- （6）価値観・生活様式の多様化
 - ・家族形態の変化による多様化する住環境ニーズへの対応
- （7）地方分権社会の進展と自立した都市の形成
 - ・行政能力の向上や財政基盤のさらなる強化
 - ・住民参加や民間活力によるまちづくりの推進

都市づくりの目標

- 生活の利便性が高く、持続可能な都市構造の形成をめざします
- 地域の活性化、雇用の促進につながる産業基盤の形成をめざします
- 豊かな自然を保全し、共生する生活環境の維持・向上をめざします
- 地域資源を生かした観光・交流の促進、景観の形成をめざします

【都市づくりの将来像】

活気に満ちた生活が実現できる
持続可能なまちづくり

2-2 将来フレームの検討

2-2-1 人口フレーム

「高畠町人口ビジョン」による本町の将来人口の推計値は、これまでの減少傾向が続くと仮定した場合、令和 22 年（2040 年）には 18,141 人まで減少することが予測されています。

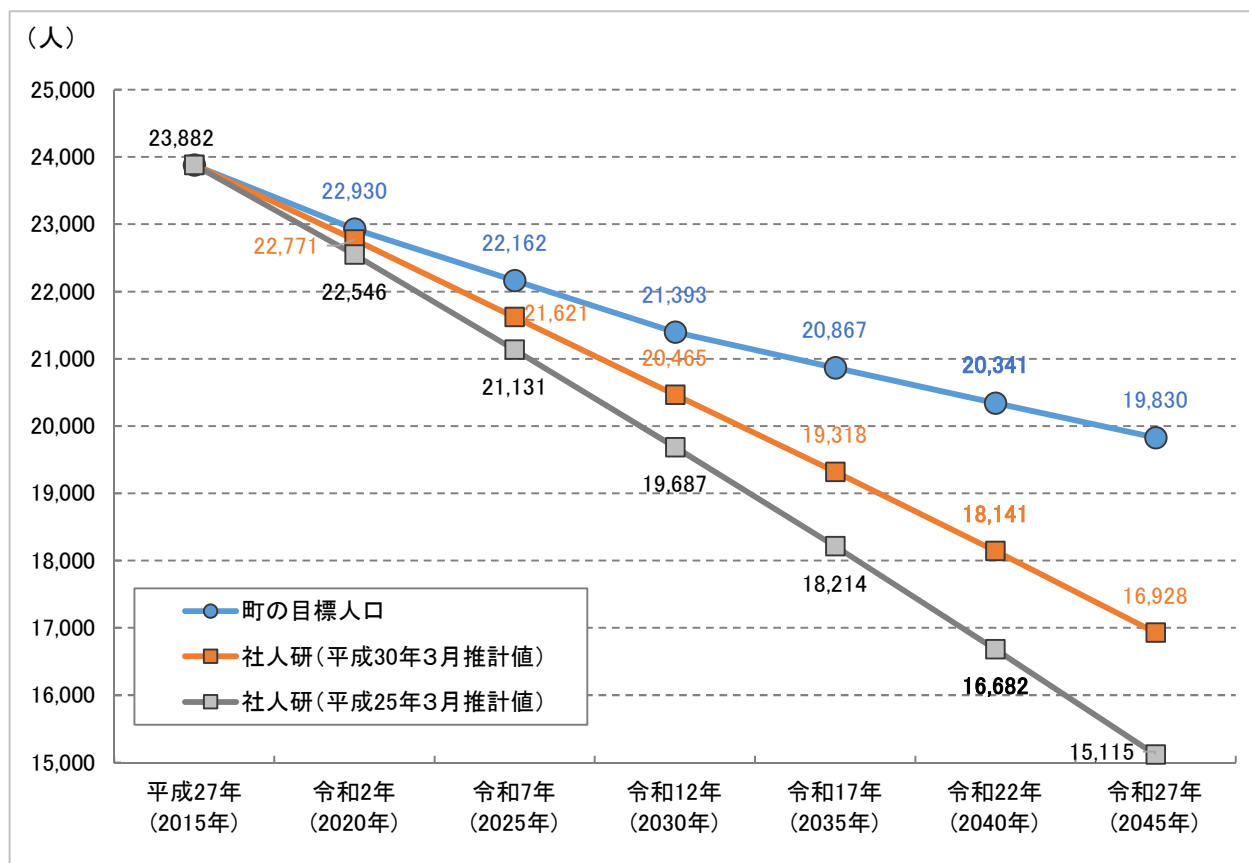
同計画の目標人口では、定住人口確保の取り組みなど様々な対策により、合計特殊出生率や純移動率の改善により、令和 22 年（2040 年）には 20,341 人まで減少を抑える目標人口を示しています。

本計画においても可能な限り人口減少の速度をゆるやかにすることを目標とし、おおむね 20 年後の令和 22 年（2040 年）将来人口を 20,300 人と設定します。

【将来人口】

将来人口（令和 22 年（2040 年））＝ 20,300 人

図 「高畠町人口ビジョン」による将来人口推計



2-3 将来都市構造の検討

将来の都市像を具現化する都市構造を次のとおり掲げます。

本町の都市機能が集積する2つの市街地拠点と、集落のコミュニティを維持する地域拠点、そのほか地域の特性を生かした拠点を位置付けるとともに、これらを有機的に結び、都市の骨格を担う都市軸との連携により、持続可能な都市構造の形成を図ります。

2-3-1 都市拠点

(1) 中心市街地拠点

高畠地区の町役場周辺の高畠病院、町立図書館、文化ホールなど公共施設が集積された場所を位置付けます。

公共公益機能、商業業務機能が集積し、人、物、文化が交流する本町の顔となる都市拠点の形成を図ります。

(2) 新市街地拠点

JR 高畠駅周辺を位置付けます。

本町の広域的な玄関口としてふさわしい、賑わいのある都市拠点の形成を図ります。

(3) 地域拠点

各地域の地区公民館周辺を位置付けます。

各集落のコミュニティを維持するとともに、町民の日常生活を支える機能が集約された地域拠点を形成し、町の中心部や周辺集落と連絡する公共交通の確保を図ります。

(4) 観光・レクリエーション拠点

まほろばの緑道を軸とし、JR 高畠駅周辺、浜田広介記念館や旧高畠駅舎、道の駅たかはた周辺及び中央公園を位置付けます。

町民や来町者のレクリエーションや憩いの場となる拠点として維持、活用を図ります。

(5) 歴史文化拠点

安久津八幡宮、まほろば古の里歴史公園、県立うきたむ風土記の丘考古資料館、高畠町郷土資料館、亀岡文殊、犬の宮猫の宮、瓜割石庭公園、地区に点在する古墳などの史跡を位置付けます。

本町の貴重な歴史文化の地域資源として、維持、活用を図ります。

(6) 産業拠点

高畠西工業団地、糠野目工業団地、西町西工業団地周辺を位置付けます。

製造業を主体とした本町の工業の中心となる拠点的な工業地を形成します。

(7) 新交流拠点

南陽高畠インターチェンジ周辺及び高畠スマートインターチェンジ(仮称)を位置付けます。
周辺の自然に配慮しながら、適正な土地利用誘導と住環境の形成を図ります。

2-3-2 都市軸

(1) 広域連携軸

東北中央自動車道を位置付けます。

本町と米沢市、南陽市を結び、本町の発展を支える広域的な都市軸として位置付け、その機能の維持を図ります。

(2) 拠点連携軸

国道 13 号、国道 113 号、国道 399 号、主要地方道高畠川西線を位置付けます。

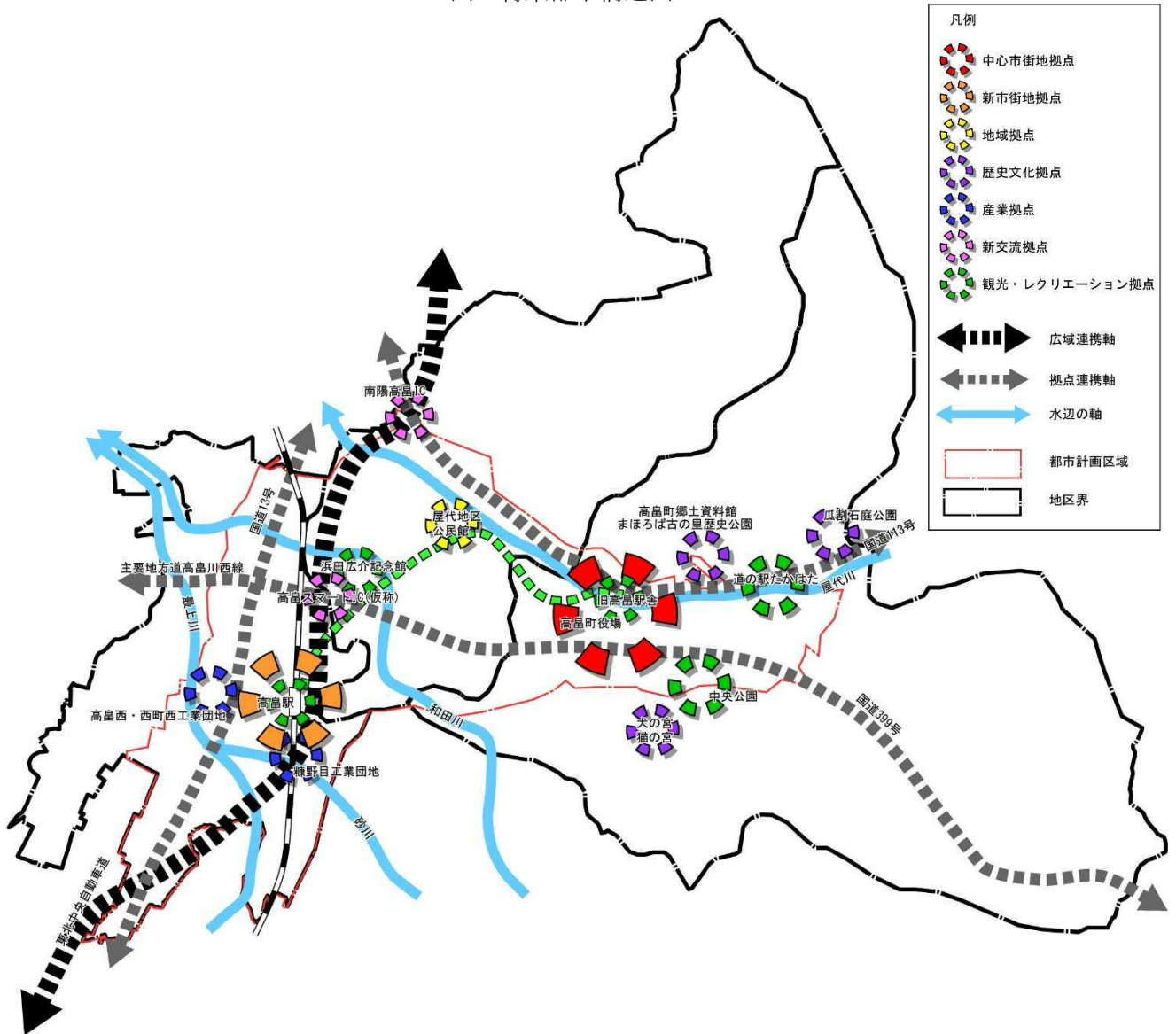
周辺都市及び町内の主要な拠点間の円滑な交通環境に寄与する都市軸として、その機能の維持、改善を図ります。

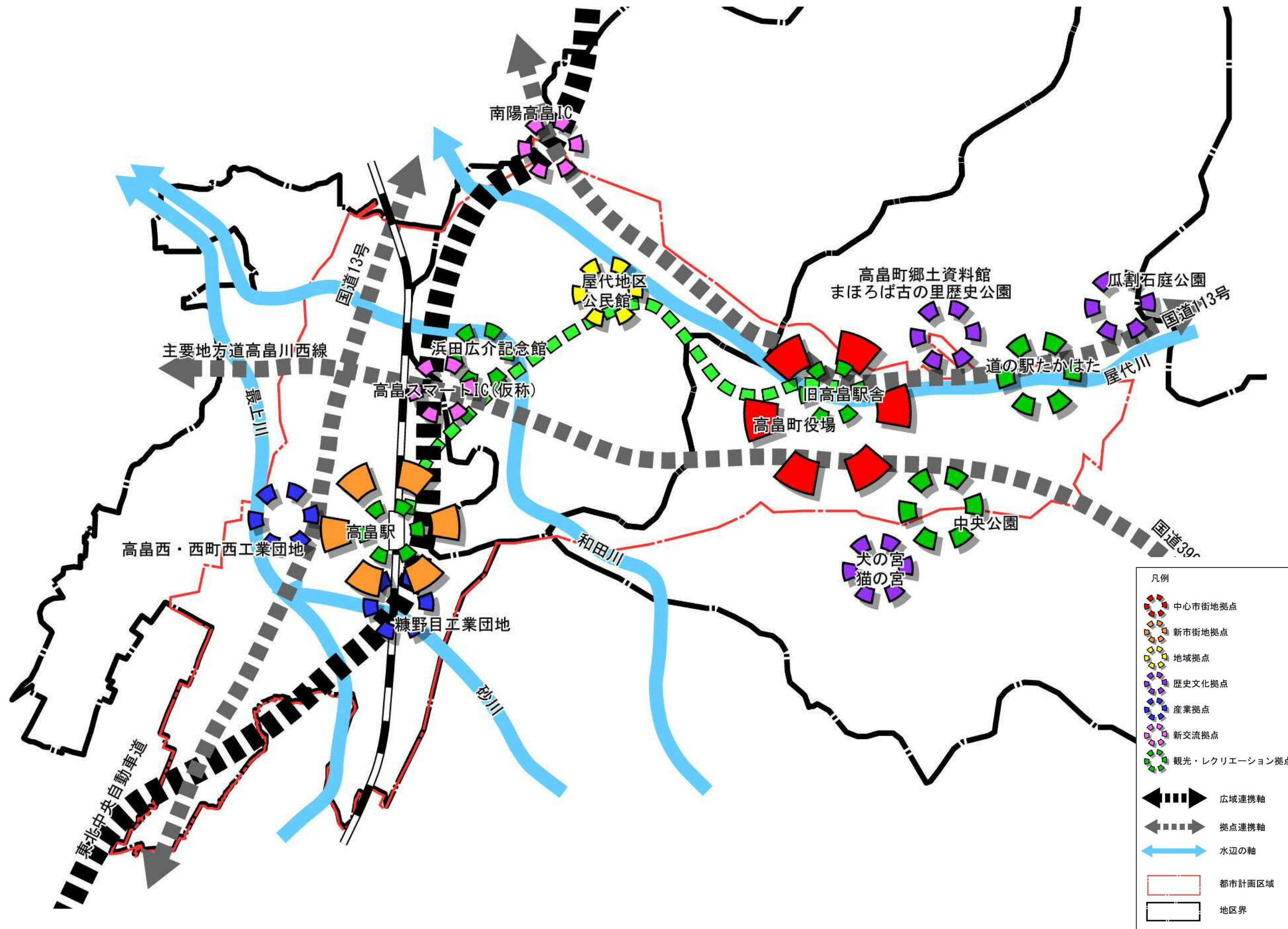
(3) 水辺の軸

最上川、屋代川、和田川、砂川を位置付けます。

本町にうるおいとやすらぎを与える水辺環境の維持、活用を図ります。

図 将来都市構造図





2-4 分野別構想

2-4-1 土地利用の方針

(1) 住居系ゾーン

住宅地は、自然と調和するとともに、子育て世代や高齢者、女性をはじめとする全ての住民が安全で安心して暮らせる住宅地の形成を図ります。

また、街なか居住を推進し、商業地に隣接した地域では適正な土地利用の規制・誘導により、生活利便性の高い住環境の整備を図ります。

工業地に隣接した地域では、その利便性を活かすとともに、工業地と調和のとれた住宅地の形成を図ります。

(2) 商業系ゾーン

商業地は、地域ごとの利便性や特色を活かしながら、住民ニーズに対応した商業施設の立地や商店の充実により活性化を図ります。

幹線道路沿道には、周辺の住環境に配慮しながら、沿道型の商業・サービス機能が集積した沿道型商業地の形成を図ります。

(3) 工業系ゾーン

工業地は、就労の場の確保のため、周辺環境との調和を図りつつ、今後の需要に応じて、現在の工業地域で開発が滞っている場所を見直しつつ、実現可能な新たな工業地を見出し、企業誘致に向けた環境整備を図ります。

既存の工業団地を中心に優良企業の誘致を推進します。

(4) 農地・集落ゾーン

農地は、農業生産を振興する地域として優良農地を確保しながら、現在の良好な田園景観の保全に努めます。

また、町の特産物の生産や、農業を通して地域住民や来訪者が交流できる場としての活用を図ります。

集落地は、市街地縁辺部の無秩序な開発を抑制し、集落地の生活環境と農業基盤の生産環境を維持します。また、歴史ある農村集落の景観を保全します。

(5) 自然保全ゾーン

森林は、地球温暖化防止や水源かん養、生物多様性保全など森林の持つ多面的機能の発揮を含めた森林資源の適切な維持管理を進めます。

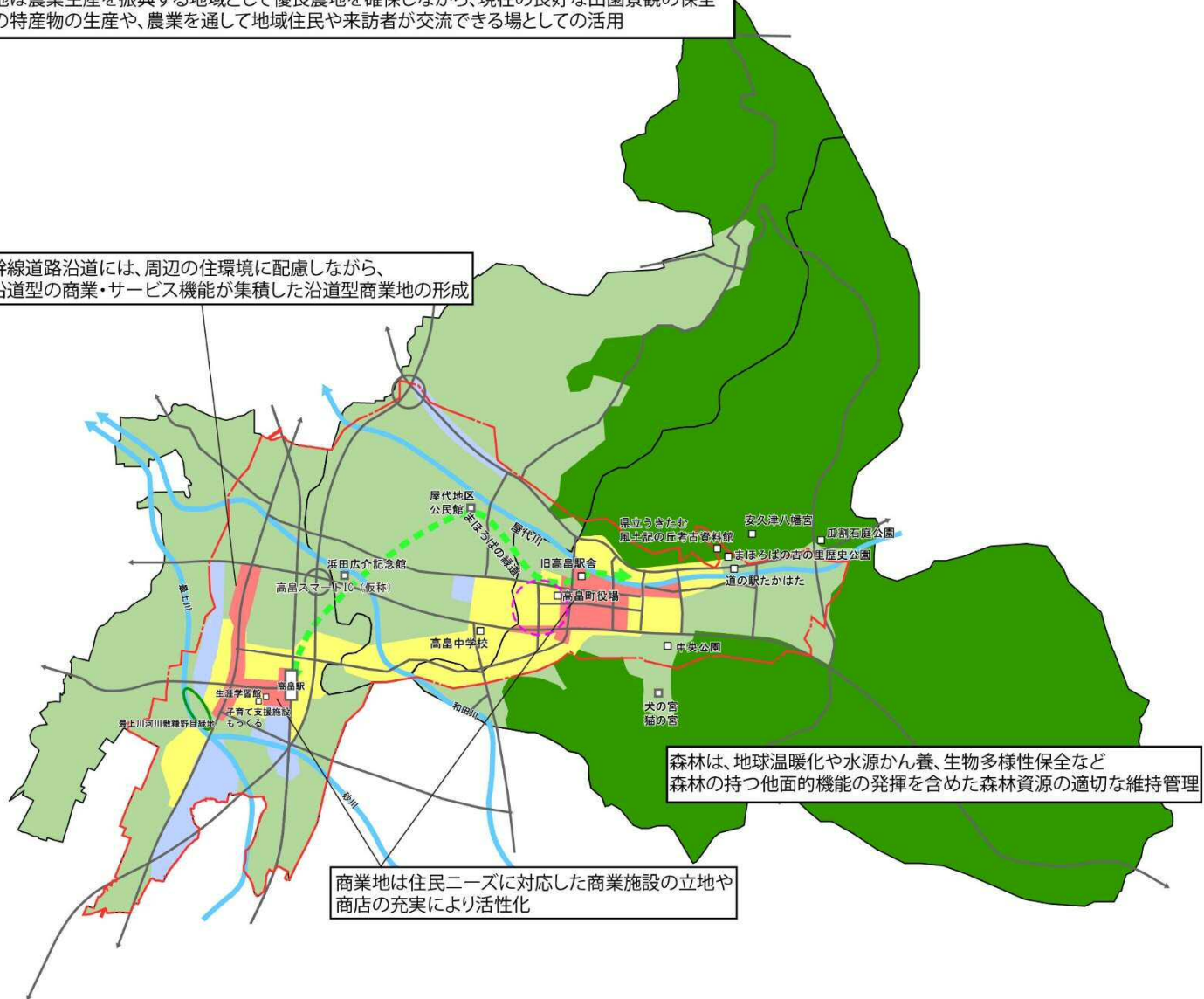
図 土地利用方針図

住宅地は全ての住民が安全で安心して暮らせる住宅地を形成
街なか居住を推進し、生活利便性の高い住環境の整備

工業地は周辺環境との調和を図りつつ、現在の工業地で開発が滞っている場所を見直しつつ、実現可能な新たな工業地を見出し、企業誘致に向けて環境整備

農地は農業生産を振興する地域として優良農地を確保しながら、現在の良好な田園景観の保全
町の特産物の生産や、農業を通して地域住民や来訪者が交流できる場としての活用

幹線道路沿道には、周辺の住環境に配慮しながら、沿道型の商業・サービス機能が集積した沿道型商業地の形成



森林は、地球温暖化や水源かん養、生物多様性保全など
森林の持つ他面的機能の発揮を含めた森林資源の適切な維持管理

商業地は住民ニーズに対応した商業施設の立地や商店の充実により活性化

凡例

 住居系ゾーン

商業系ゾーン

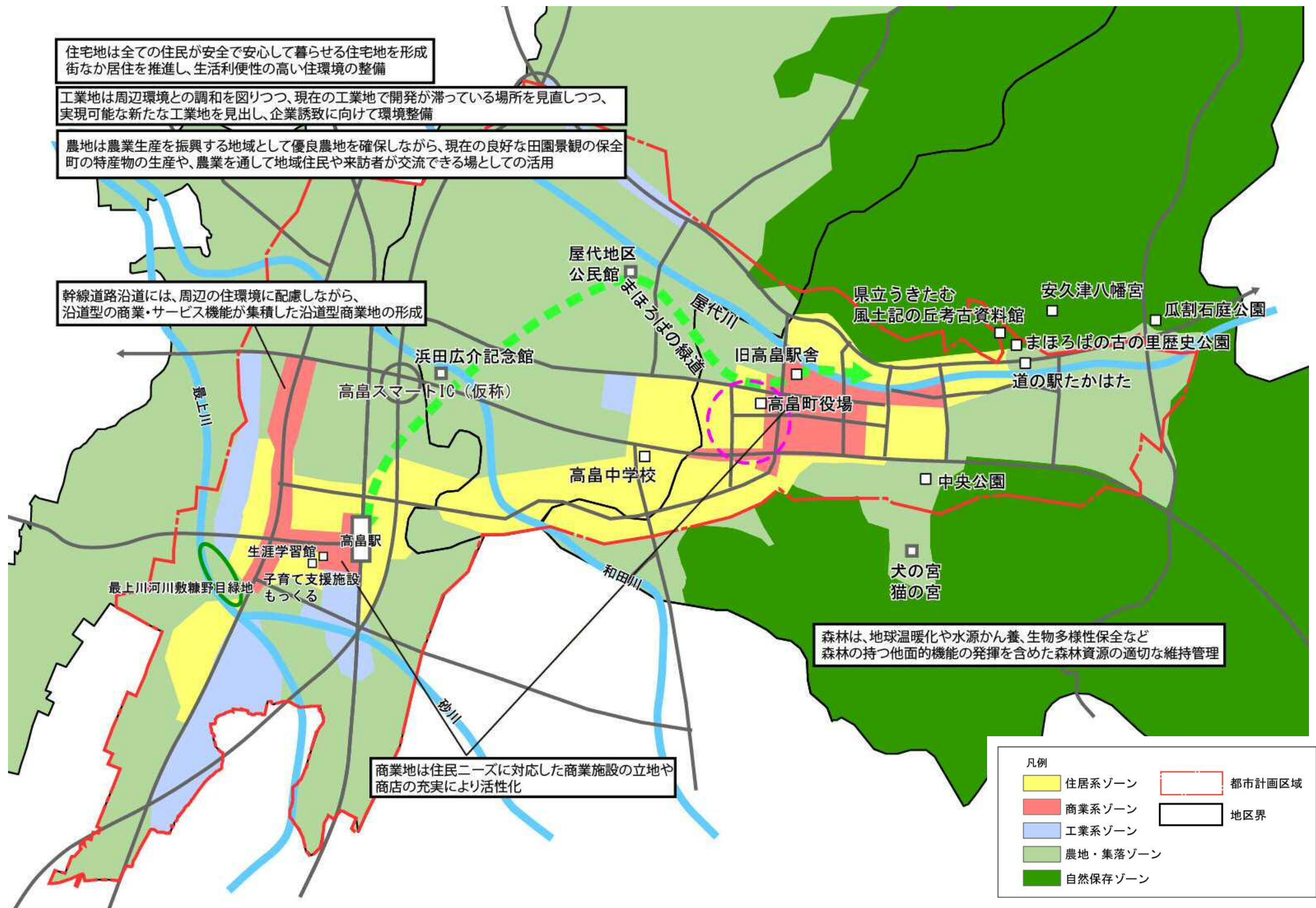
工業系ゾーン

農地・集落ゾーン

 自然保存ゾーン

都市計画区域

地区界



2-4-2 都市施設の方針

(1) 道路

①広域幹線道路（高速道路）

東北中央自動車道は、本町と主要都市とを結ぶ広域幹線道路として、既存の道路機能の維持・向上に努めます。

また、新たなスマートインターチェンジの設置を実現し、住民の生活や交通における利便性、観光及び産業の活性化を図ります。

②主要幹線道路（国道）

国道 13 号は、南陽市と米沢市を結び県内を縦断する基幹道路としての広域的な役割と地区内の幹線道路の役割を持っており、国道 113 号（都市計画道路深沼旭町線）及び国道 399 号（都市計画道路本町幸町線・相森小郡山線）は、宮城県及び福島県に至る広域的、かつ重要な路線としての役割と地区内の幹線道路の役割を持っていることから、これらの交通需要等に対応するため、その機能の維持と安全で快適な道路環境の整備に努めます。

③地域幹線道路

主要地方道高畠川西線、主要地方道米沢高畠線、県道糠野目亀岡線、県道米沢浅川高畠線、都市計画道路竹森中里線及び本町幸町線を地域幹線道路と位置付け、道路機能の維持・向上を図り、未整備区間の整備に努めます。

④地区内道路

生活に密着した地区幹線道路は、地域外へのアクセスと生活環境向上に配慮した道路の維持管理等を図ります。

また、商業施設や公共施設等が集積する中心市街地内の道路は、歩行者の安全を優先した道路改良及び補修などを行い、適切な維持管理を図ります。

(2) 公共交通

①鉄道

高畠駅は、通勤通学の利用者や本町を訪れる観光客の玄関口であることから、利便性向上と身体の不自由な人や子どもから高齢者まで全ての人が安心して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した駅舎の維持・改修、駅周辺的环境整備等に努めます。

②デマンド交通

町内路線についてはデマンドタクシーが住民生活の交通手段として役割を果たしています。そのため、利用者のニーズにあわせた運行体制の見直しと利便性の向上に向けた整備を図ります。

(3) 公園・緑地

高畠地区の中央公園は、住民のレクリエーションや交流、憩いの場としての役割を担っています。公園は、地域の交流の場としての役割のほか、災害時の緊急避難場所としての機能を併せ持つことから、住民がいつでも快適で安全に利用できるように維持管理を行います。

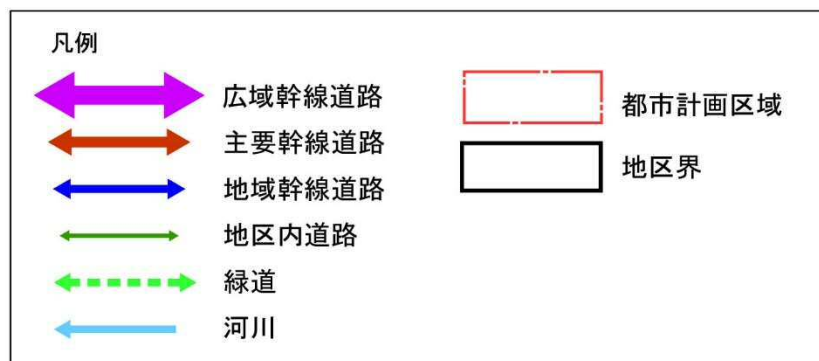
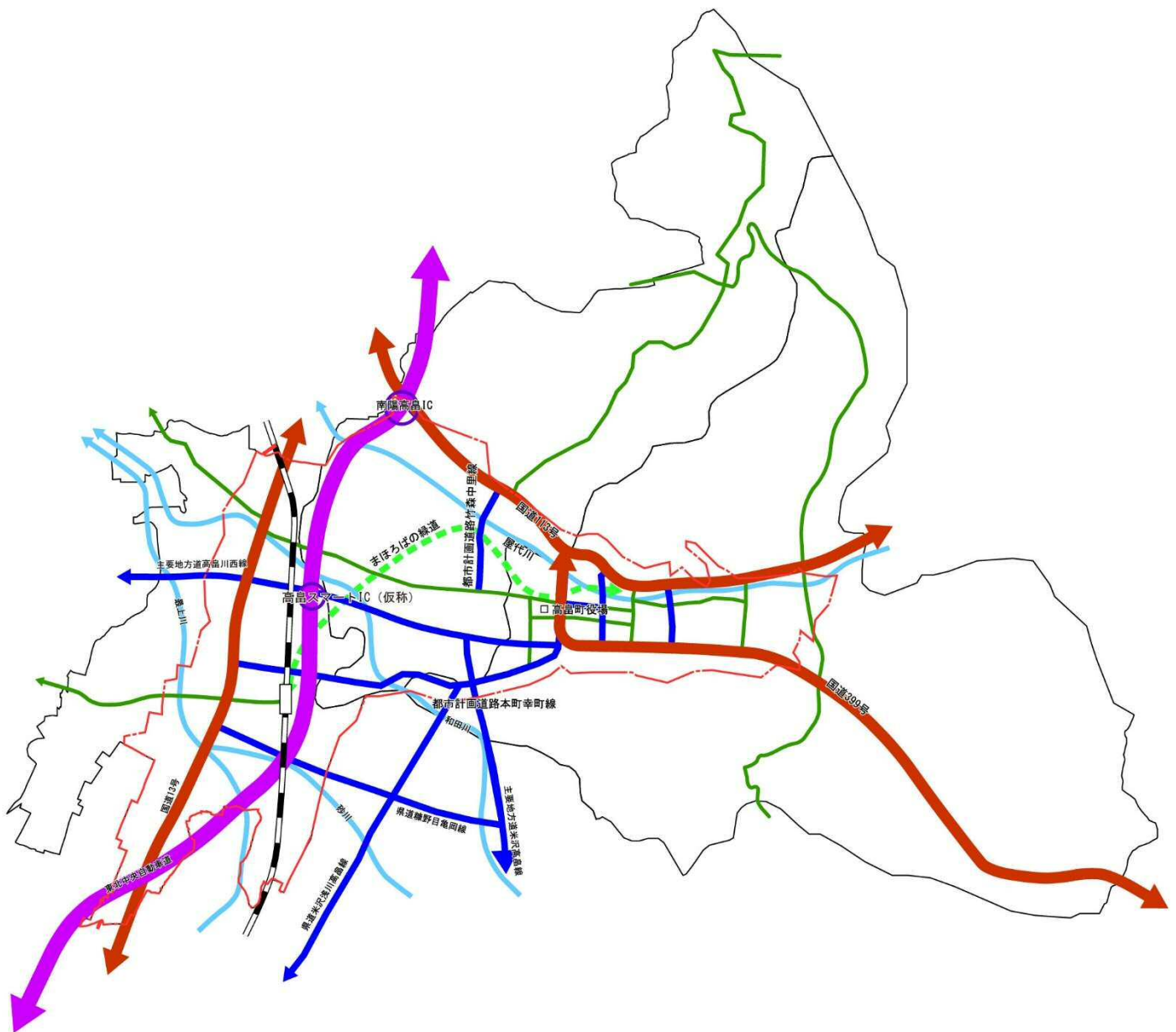
まほろばの緑道は、良好な緑地空間として維持・保全を図るとともに、住民の憩いの場、来訪者との交流の場として活用します。

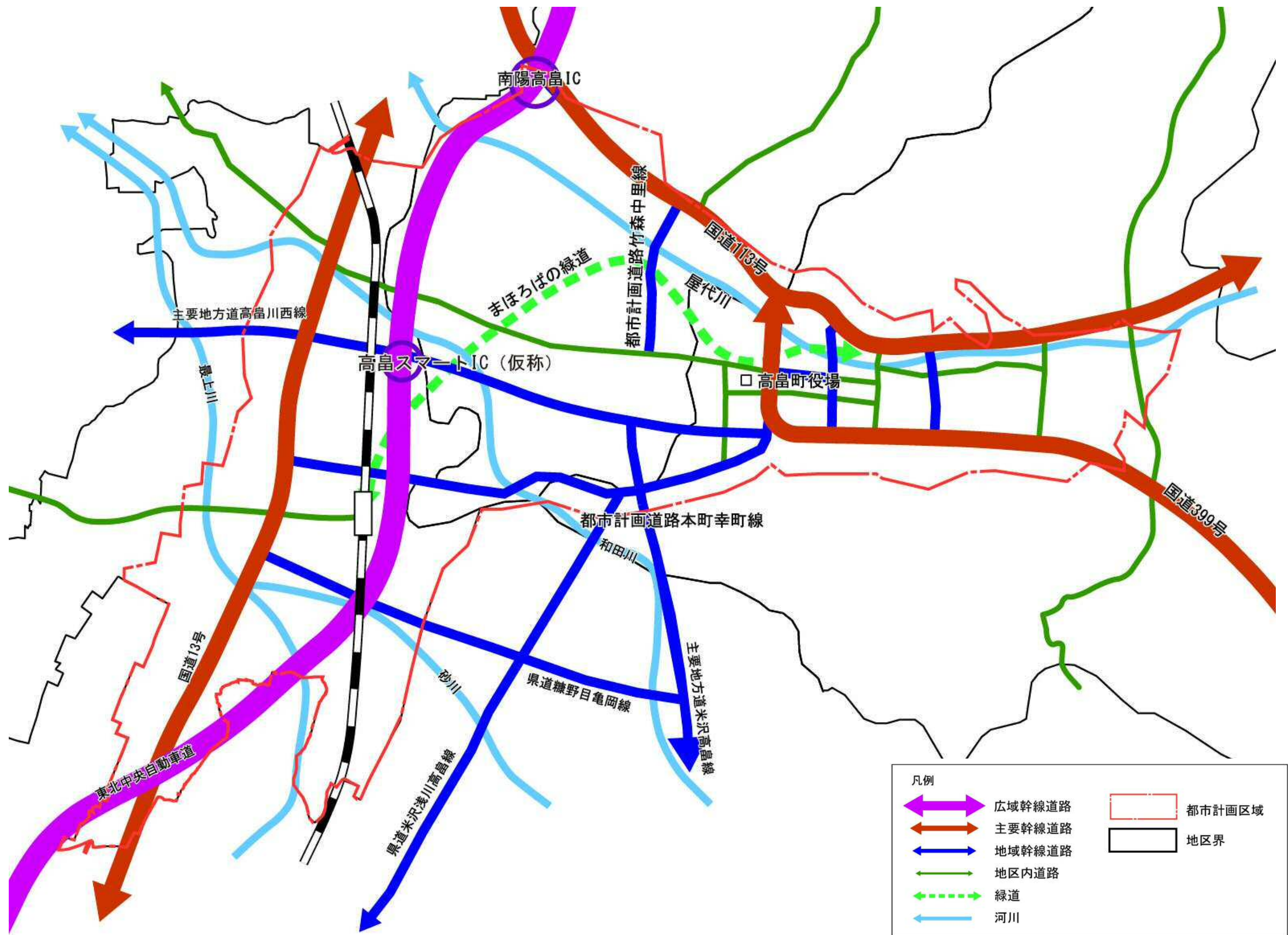
(4) 下水道

下水道は、健康で衛生的な生活を営むための基盤となる施設であり、生活環境の向上や河川等の水質保全を行う役割を担っています。

本町では、市街地において都市施設として整備した公共下水道により污水处理を行うとともに、地域の実情に即した污水处理施設の普及を図ります。

図 交通体系方針図





2-4-3 都市環境の方針

(1) 自然の保全

森林を中心とした自然は、本町の財産であるとともに、生活におけるゆとりややすらぎを提供する機能を有していることから、自然の適切な維持・保全を図ります。

本町特有の果樹園は、観光果樹園等の推進による遊休果樹地の解消に努め、計画的な保全・活用を推進します。

(2) 景観形成

市街地の周辺に広がる優良農地や河川など、本町特有の田園・水辺の景観を形成する地域資源については、その維持・管理と活用を図ります。

市街地を形成している高畠地区、高畠駅周辺については、土地利用の集積を促進するとともに、魅力ある街並み景観を形成するため、歩行者が安全に楽しみながら歩くことができる歩行空間の確保・充実に努めるとともに、建物デザインの街並みへの配慮や、空き店舗対策などにより、統一感と連続性のある街並みの形成を図ります。

(3) 都市防災

町役場、高畠消防署が立地する地区を防災拠点として位置付け、災害時の活動や情報受発信基地としての拠点機能、さらに、高畠病院を中心とした救急医療の活動の拠点機能など、包括的な拠点区域としての機能を継続していきます。

市街地において建物が密集している地区を含め町全体において、ハザードマップを見定め、適切な避難場所の確保に努め、防災対策を図ります。

また、災害等の緊急時における活動体制の確立と災害に迅速かつ的確に対応するため、地域の自主防災組織による防災活動に対する支援を行います。

第3章 地域別構想

地域別構想とは、全体構想に掲げる町内都市計画を対象とした方針に対し、身近な地域レベルでの魅力や課題に対応していくため、都市計画区域内にある地域を高畠、屋代、糠野目地区に区分して、各地区の将来像やまちづくりの方針を示すものです。

【地区区分の設定】

地区区分の設定については、地区公民館単位を参考に、都市計画区域にかかる3地区を設定します。

図 地区区分



3-1 高畠地区

3-1-1 地区の概況

高畠地区は町のほぼ中心に位置し、東は福島県との県境になっています。中心部には屋代川が流れ、国道 113 号及び国道 399 号が通っており、また、役場所在地として本町の中心地区の役割を担っています。

地区内には、奥羽山系の美しい自然、安久津八幡宮に代表される数多くの文化遺産等、素晴らしい環境が残されています。



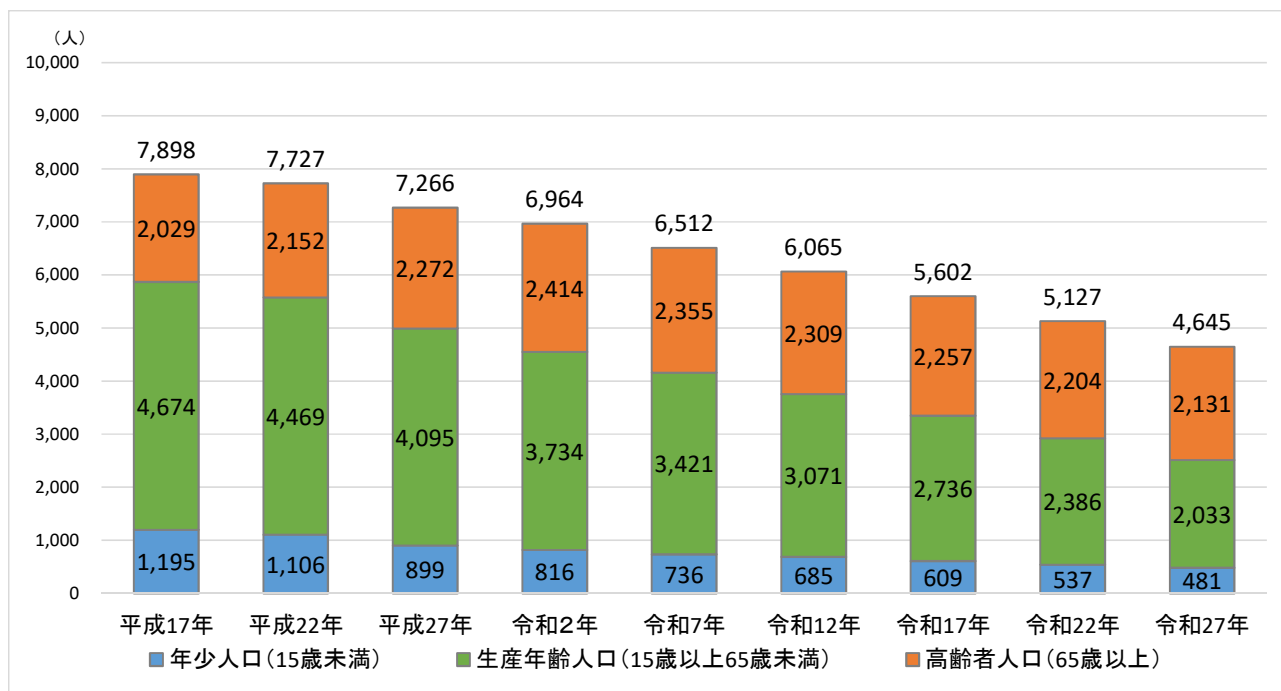
(1) 人口

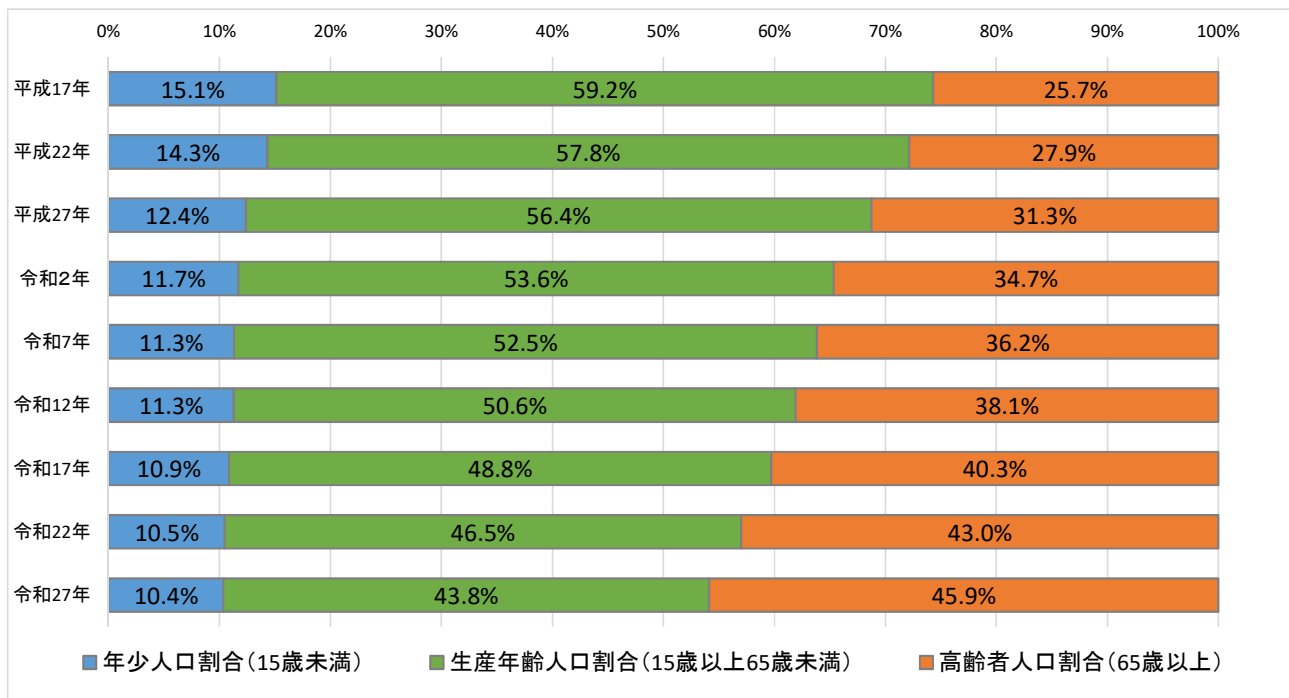
○本地区の人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 27 年（2045 年）には 4,645 人と推測されます。

○高齢化（65 歳以上）が進行しており、平成 27 年国勢調査の高齢化率は 31.3%です。今後も高齢化率は増加傾向であり、令和 27 年（2045 年）には、45.9%になると推測されます。

図表 年齢 3 区分別人口の推移

	実績値			推計値					
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総人口	7,898	7,727	7,266	6,964	6,512	6,065	5,602	5,127	4,645
年少人口(15歳未満)	1,195	1,106	899	816	736	685	609	537	481
生産年齢人口(15歳以上65歳未満)	4,674	4,469	4,095	3,734	3,421	3,071	2,736	2,386	2,033
高齢者人口(65歳以上)	2,029	2,152	2,272	2,414	2,355	2,309	2,257	2,204	2,131

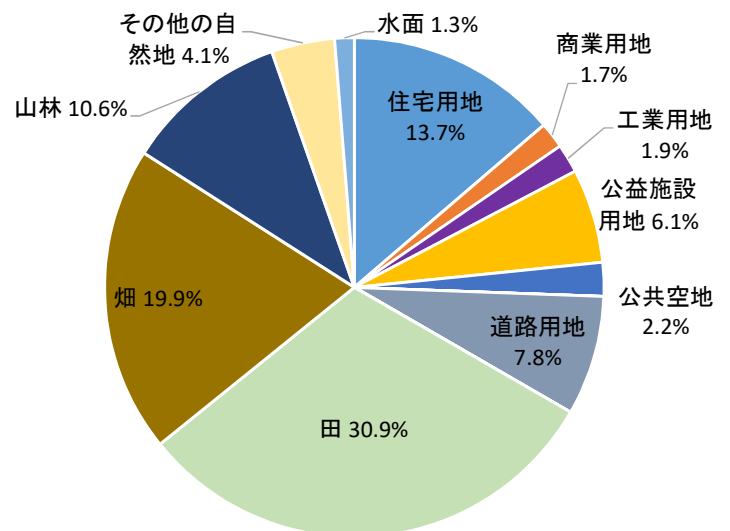




出典：国勢調査（～H27）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（R2～）

（２） 土地利用

- 本地区の土地利用の状況は、田が 30.9%、畑が 19.9%とおよそ半分の割合を占めています。
- 都市的土地利用の割合を見ると住宅用地が 13.7%、道路用地が 7.8%、公益施設用地が 6.1%を占めています。



出典：都市計画基礎調査（平成 27 年） ※都市計画区域内

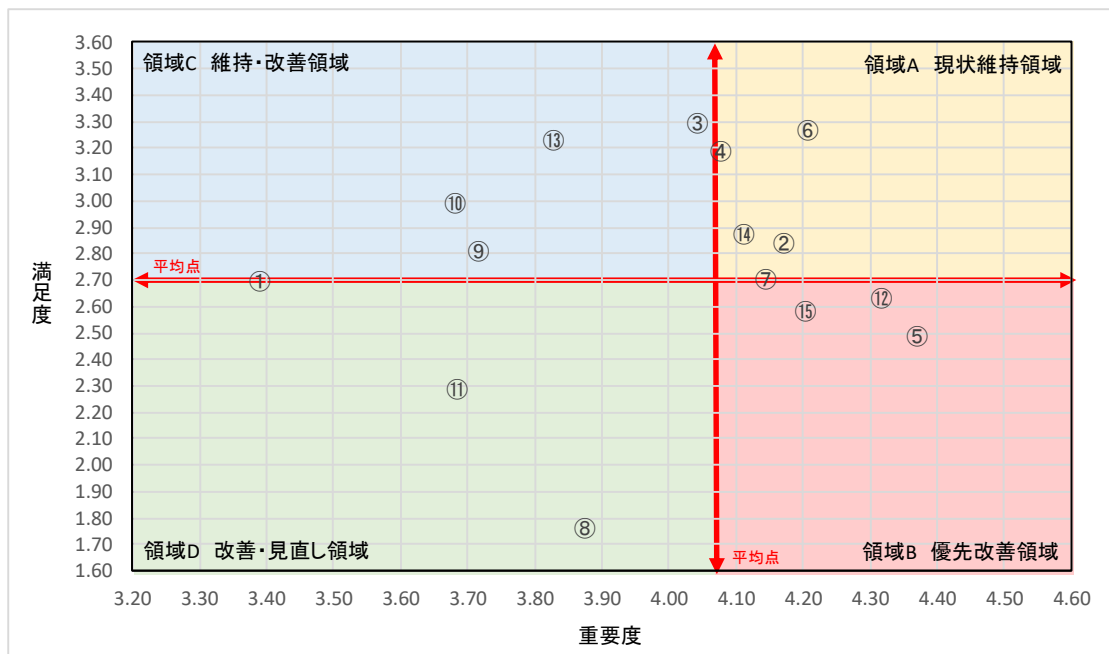
（３） 都市施設等

- 町役場をはじめ、公立高島病院、高島町立図書館や文化ホールなどの公共施設があり、様々な都市機能が集積し高島町の中心地区の役割を担っています。
- 国道 113 号及び国道 399 号が東西に通っており、それぞれ沿道にまほろば古の里歴史公園、高島都市計画中央公園があります。
- まほろば古の里歴史公園や県立うきたむ風土記の丘考古資料館、安久津八幡宮といった歴史文化施設があります。
- 地区の大部分が山林に囲まれており、屋代川が東西に流れています。

(4) アンケート結果

【満足度・重要度】

○満足度が低く、重要度が高い領域 B 優先改善領域には、「⑤子供も高齢者も安全に歩ける歩道が整備されている」、「⑫防災施設や災害時の避難路、避難施設が整備されている」、「⑮高齢者、障がい者等の施設が整備されている」が該当しています。



	項目		項目
維持・改善領域 領域C	①住宅を新築するための宅地が整備されている	現状維持領域 領域A	②買物をするための店舗が整っている
	③他の地区に行く主要な道路が整備されている		④身近な生活道路が整備されている
改善・見直し領域 領域D	⑨身近に利用できる公園が整備されている	優先改善領域 領域B	⑥自宅から自動車での買物などが便利である
	⑩山林・農地などの自然環境が保全されている		⑦自宅から自転車や徒歩での買物などが便利である
	⑬リサイクルなどの環境への配慮がある		⑭子育て支援施設が整備されている
	⑧自宅からバスや鉄道を利用した行動が便利である		⑤子供も高齢者も安全に歩ける歩道が整備されている
	⑪空き地、空き家等の低未利用地が対応されている		⑫防災施設や災害時の避難路、避難施設が整備されている
			⑮高齢者、障がい者等の施設が整備されている

【地区の役割など】

- 高畠地区の役割は、「歴史・文化・伝統を引き継ぐ地区」が最も多く 12.7%を占めており、次いで「快適な住環境を提供する地区」が 12.2%となっています。
- 高畠地区の将来については、「商業地・商店街として賑わいがある地区」が最も多く 13.4%を占めており、次いで「災害に強い地区」が 12.6%となっています。
- 高畠地区に必要な施設は、「雪を克服する施設」が最も多く 27.6%を占めており、次いで「病院・診療所等の医療施設や福祉施設」「食料品など日常的な買物をする店舗」が 9.3%となっています。

(5) 地区懇談会意見

○地区別懇談会での主な意見は下記の通りです。

【第1回】テーマ：地域の魅力と課題 2019年7月31日（水） 交流プラザ研修室

住んでいる地域の特性 (いいところ)	住んでいる地域の改善したい点 (悪いところ)
・ 商店街がある ・ 大型スーパーがある ・ 道路がきれいで整備されている箇所が多い ・ 観光施設があり交流人口がある ・ 自然が豊かである ・ 公共施設が充実している ・ 福祉、医療施設がある ・ 公園、緑地が多く、スポーツができるところがある ・ 歴史的建物が多くある	・ 交通手段が少ない ・ 個人商店が減少している ・ 緑道の遊具などが老朽化している ・ 空き家、空き地が増えている ・ 消雪設備がまばらである ・ 中央公園の施設が老朽化している ・ 町営体育館が老朽化している ・ 役場前の公園の利用実態が少ない ・ デマンド交通では町外に行けない



こんな地域がいいな	地域にあったらいいもの
・地域のコミュニティの場所として、公園などを一層利用したい ・犬の宮、猫の宮を起点とした商店街への活性化 ・緑道に四季を通じて楽しめる花を植える花回廊 ・歴史公園周辺の保存と景観維持、縄文体験 ・町中心部から比較的近いところへスマートインターチェンジの整備（高速道路利活用） ・高畠石を活用したものづくり（看板など） ・史跡や観光地の案内看板を国道 113 号沿いに設置する ・自動車自動運転による買い物支援や観光流動、緑道などを利用し各地区を回遊させるシステム ・国道 399 号から鳩峰への自転車イベントの開催	・大型スーパー付近に地元商店が飲食店を出店 ・瓜割石庭公園の利活用（ロッククライミング） ・高畠石を利用した公園や施設 ・空き家を活用した宿泊施設の整備 ・旧高畠駅舎を利用した魅力ある空間の整備 ・衣料品店や夜の集まれるレストランの誘致 ・自然を生かした観光スポットを増やす（野生動物の観察など） ・プロスポーツ選手や実業団のチームが練習及び試合ができる施設の整備



	すぐに取り組むもの	中期的に取り組むもの	長期的に取り組むもの
地域・民間	・緑道に四季を通じて楽しめる花を植える花回廊 ・大型スーパー付近に地元商店が飲食店を出店 ・瓜割石庭公園の利活用（ロッククライミング） ・衣料品店や夜の集まれるレストランの誘致	・地域のコミュニティの場所として、公園などを一層利用したい ・国道399号から鳩峰への自転車イベントの開催 ・空き家を活用した宿泊施設の整備 ・自然を生かした体験型観光やスポットを増やす（野生動物の観察など）	・活気ある地区（商店街）の存続 ・豊かな自然と適正な保全、利用促進
協働	・犬の宮、猫の宮を起点とした商店街への活性化（イベント等での来訪者を商店街に誘導し、買い物や飲食をしてもらい交流する）	・高畠石を活用したものづくり（看板など）	・プロスポーツ選手や実業団のチームが練習及び試合ができる施設の整備
行政	・町中心部から比較的近いところへスマートインターチェンジの整備（高速道路利活用） ・史跡や観光地の案内看板を国道113号沿いに設置する ・高畠石を利用した公園の施設整備（テーブルベンチなど） ・旧高畠駅舎を利用した魅力ある空間の整備（SNS等を利用した情報発信）	・自動車自動運転による買い物支援や観光流動、緑道などを利用し各地区を回遊させるシステムの構築	・歴史公園周辺の保存と景観維持、縄文体験 ・コンパクトなまちづくり

3-1-2 地区の課題

（1）土地利用の課題

- 地区の市街地内の住宅地について、良好な住環境を維持していく必要があります。
- 市街地周辺の集落地について、営農環境の維持や住民が安心して快適に暮らせる住環境づくりが求められています。
- 商店街の個人商店が減少しており、空き家、空き地も増えているため、中心商業地の魅力の低下が懸念されます。

（2）都市施設の課題

- 国道を中心に道路は整備されているものの、公共交通の不便な地域があるため、日常的な利用や、観光客に向けた交通手段を確保する必要があります。

- 未着手となっている都市計画道路があります。
- 住民の憩いの場所、交流の場所となる中央公園、まほろばの緑道を維持・活用していく必要がある一方、役場前の町民センター緑地は利用者が少ないなどの現状があります。
- 冬期間の安全な生活環境を確保するため、雪を克服する施設の充実が求められています。

(3) 都市環境の課題

- 豊富な自然に囲まれ、まほろばの緑道や中央公園が整備されている良好な環境があるため、街並み景観を維持する必要があります。
- 歴史公園（県立うきたむ風土記の丘考古資料館、安久津八幡宮）などの歴史文化資源を保全、活用し、地域の歴史文化を継承していく必要があります。

3-1-3 地区のまちづくりのテーマ

【地区のキーワード】

・商店街 ・行政の中心 ・公共施設が充実（高島病院、図書館など） ・旧高島駅舎
・三重塔 ・瓜割石庭公園 ・まほろばの緑道 ・道の駅たかはた ・犬の宮猫の宮

【地区のまちづくりのテーマ】

温古創新

～歴史を守り、人と人がつながり、にぎわいのある未来を創る～

3-1-4 地区のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- 住宅地は、利便性の高い商業地と隣接し、安全で安心して暮らせる住宅地の形成に努めます。また、街なか居住を推進し、コンパクトなまちづくりを目指します。
- 商業地は、商店街や公共施設、歴史文化施設等を中心に、人、物、文化が交流する、高島町の顔となる空間形成のため既存商店街の活性化や商業施設などの誘致を図ります。また、中心商業地の魅力を向上させるため、空き家、空き地を活用し、地元の町民に加え観光客にも楽しんでもらえて人が歩いて散策できるなど、賑わいの創出を図ります。
- 犬の宮、猫の宮を起点とした観光を拡大させ、来訪者を中心商店街に誘導し、既存の商業地の活性化を図ります。
- 役場周辺は、高島病院、町立図書館、文化ホール等の公共施設が集積しており、公共施設を中心とした町の行政・業務機能の拠点としてその機能を維持し、新たに役場庁舎の建設を図ります。
- 市街地周辺の集落地は、無秩序な開発を抑制し、集落地の生活環境と農業基盤の生産環境を維持します。
- 森林は、水源かん養機能や地球温暖化の原因となっている CO² を吸収する役割を担っていることから、乱開発を抑制し保全を図ります。

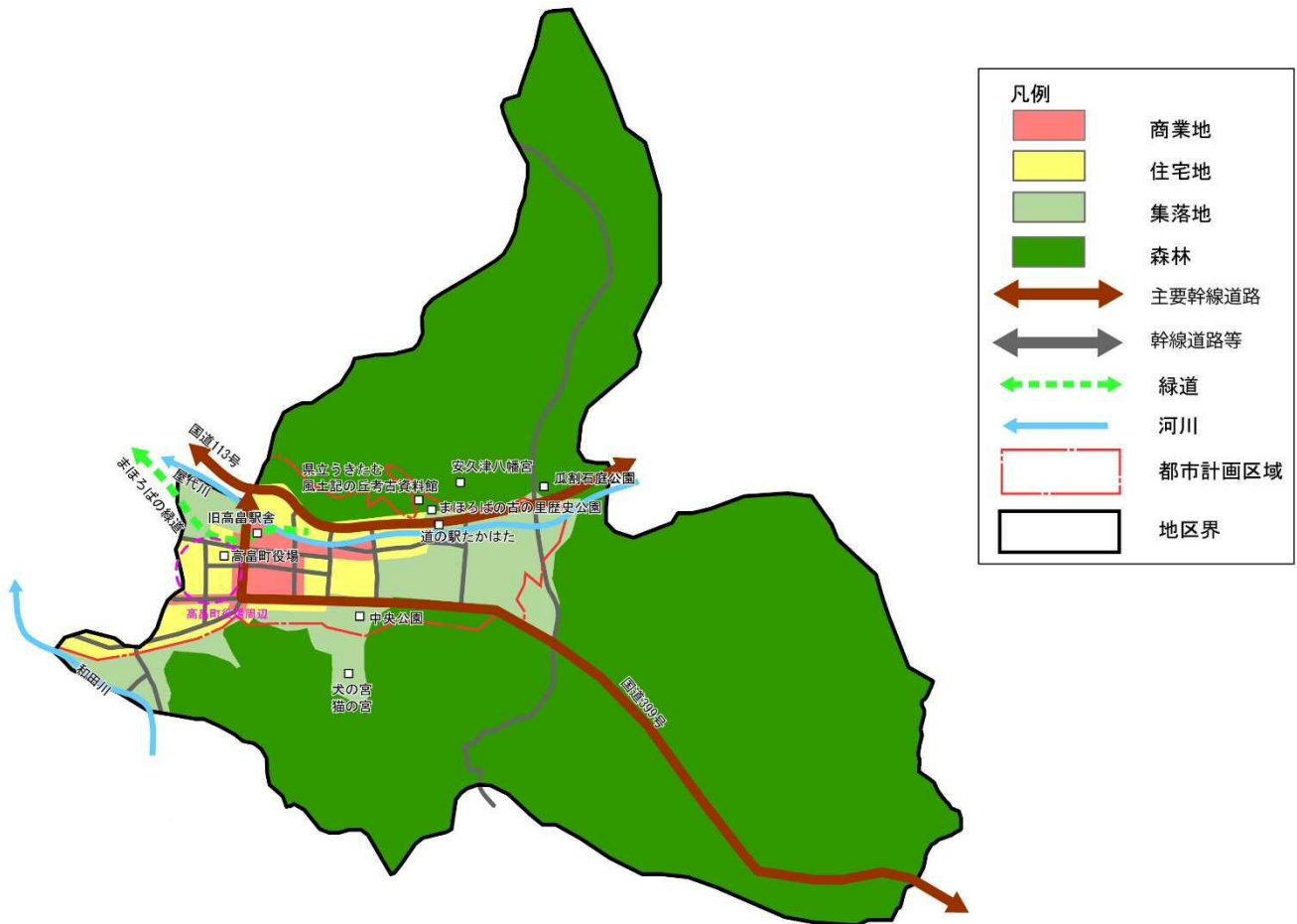
(2) 都市施設の方針

- 国道 113 号（都市計画道路深沼旭町線）及び国道 399 号（都市計画道路本町幸町線・相森小郡山線）は、宮城県及び福島県に至る広域的、かつ重要な路線としての役割と、地区内の幹線道路の役割を持っていることから、これらの交通需要等に対応するため、その機能の充実を図り安全で快適な道路環境の維持に努めます。
- 本地区から各地区への町内交通は、一般県道米沢高畠線及び高畠川西線を主軸と位置付け、その機能を維持するとともに、これらを補完する生活道路の歩行者空間の確保、危険箇所の改良等に努めます。
- 長期未着手となっている都市計画道路については、関係機関と協議し必要に応じ見直しを行いながら、計画的な整備に努めます。
- 町の中心部から比較的近く利便性に優れた位置に、スマートインターチェンジを整備し、人・ものの交流を図り町の活性化に繋がります。
- 公共交通不便地域の解消や、観光地への利便性向上のため、公共交通システムを考えます。また、自動車自動運転のシステムの導入にも積極的に取り組んでいきます。
- 中央公園は、住民等のレクリエーションや交流、憩いの場として、利用者ニーズにあわせた維持・活用を図ります。
- 瓜割石庭公園は、現在の景観などを活用した観光資源を継続して保存に努める一方、体験（例：ロッククライムなど）でも利活用できるよう模索し、また、公園の整備や施設（看板など）の新設でも積極的な高畠石の活用に努めます。
- まほろばの緑道は、本地区と屋代地区、糠野目地区とを結ぶ緑の軸として、また、地域にうるおいとやすらぎを与える緑地空間として維持・保全を図るとともに、観光交流の拡大に活用します。
- まほろばの緑道高畠広場にある旧高畠駅舎等は、石造りの建造物として国登録有形文化財に登録された町を代表する文化施設であり、今後も適切な保全に努めるとともに、SNS 等での情報発信で利活用できるよう魅力ある空間の維持を図ります。
- 町民センター緑地は、利用実態が少ない現状にあり、活用方法の検討が求められています。

(3) 都市環境の方針

- 市街地においては、適正な指導・誘導による秩序ある街並みの形成と、統一性のある魅力ある街並み景観の形成を図ります。
- まほろばの緑道を含む一般県道米沢県南自転車道線を緑の軸として、まほろば古の里歴史公園を拠点に、魅力ある景観の保全に努めます。
- 県立うきたむ風土記の丘考古資料館及び安久津八幡宮などの地域資源を活かし、歴史の継承、文化の交流を図り、施設や自然を活かした縄文体験、野生動物の観察などを行いながら、その利活用に努めます。
- 公共施設や公園など、災害時の安全な避難場所やオープンスペースの確保と適正な維持を図ります。
- 自助・共助・公助による災害に強い地域づくりを目指し、自主防災組織の連携や活動の強化により、高齢者にも住みやすく、住民が安心して暮らせる地区の防災体制づくりに努めます。

図 高畠地区のまちづくりの方針図



都市計画道路は見直しを行いながら計画的に整備

幹線道路としての役割をなす都市計画道路と広域的役割をなす
国道113号及び国道399号の機能の充実と安全な道路環境の保全

まほろばの緑道を緑の軸に、まほろば古の里歴史公園
を拠点とし、魅力あるの景観の保全

旧高畠駅舎等は、適切な保全に
努め魅力ある空間の維持

風土記の丘考古資料館、安久津八幡宮などで
歴史の継承及び文化の交流を図り、
体験型利活用も図る

瓜割石庭公園の保全と体験型
利活用を模索し、高畠石の活用

中央公園は利用者ニーズに合わせ維持・活用

犬の宮、猫の宮を起点とした観光を拡大させ、
来訪者を中心商店街に誘導し活性化

住宅地は、利便性の高い商業地と
隣接させコンパクトなまちづくり

集積された公共施設を町行政機能の
拠点区域として維持し、新たに役場庁舎の建設整備

町民センター緑地の利活用の検討

3-2 屋代地区

3-2-1 地区の概況

屋代地区は町の北西部に位置しており、国道 113 号が地区内を横断し、西部には東北中央自動車道（米沢・南陽道路）が縦貫しています。

都市公園「まほろばの緑道」の大部分が地区内を走り、自然については、屋代川及び和田川が流れ、山間傾斜地は樹園地が広がる県内有数のぶどう産地となっています。



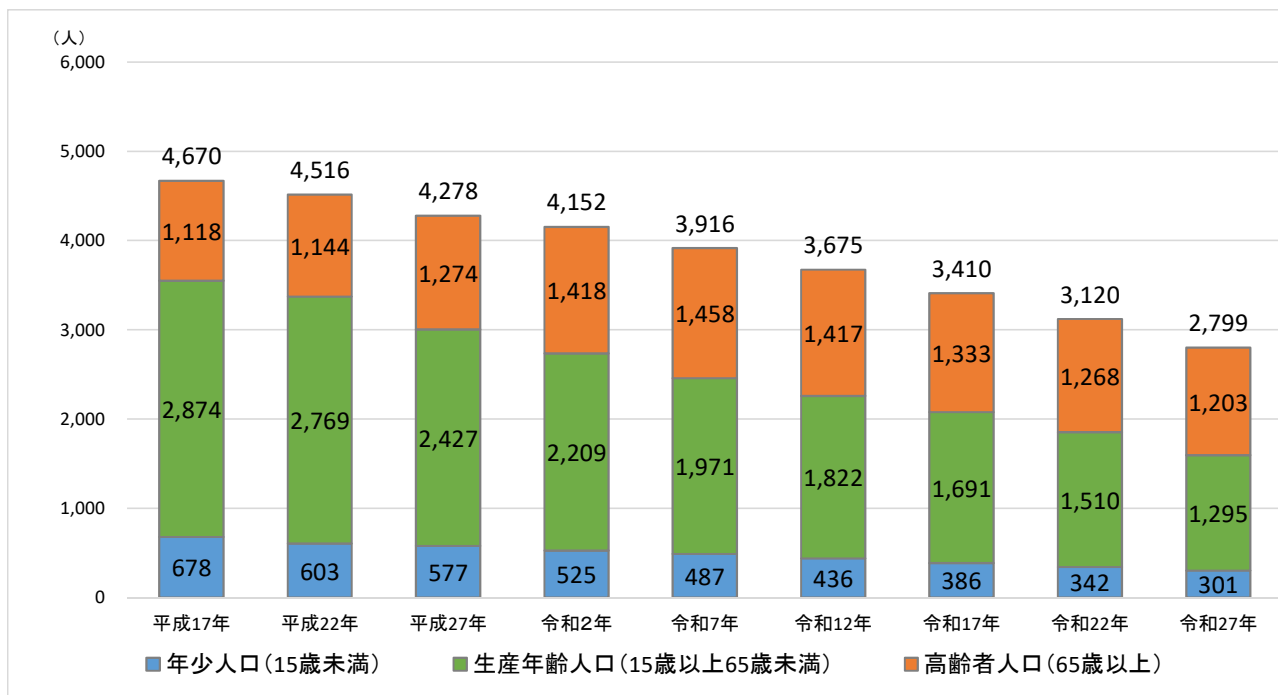
(1) 人口

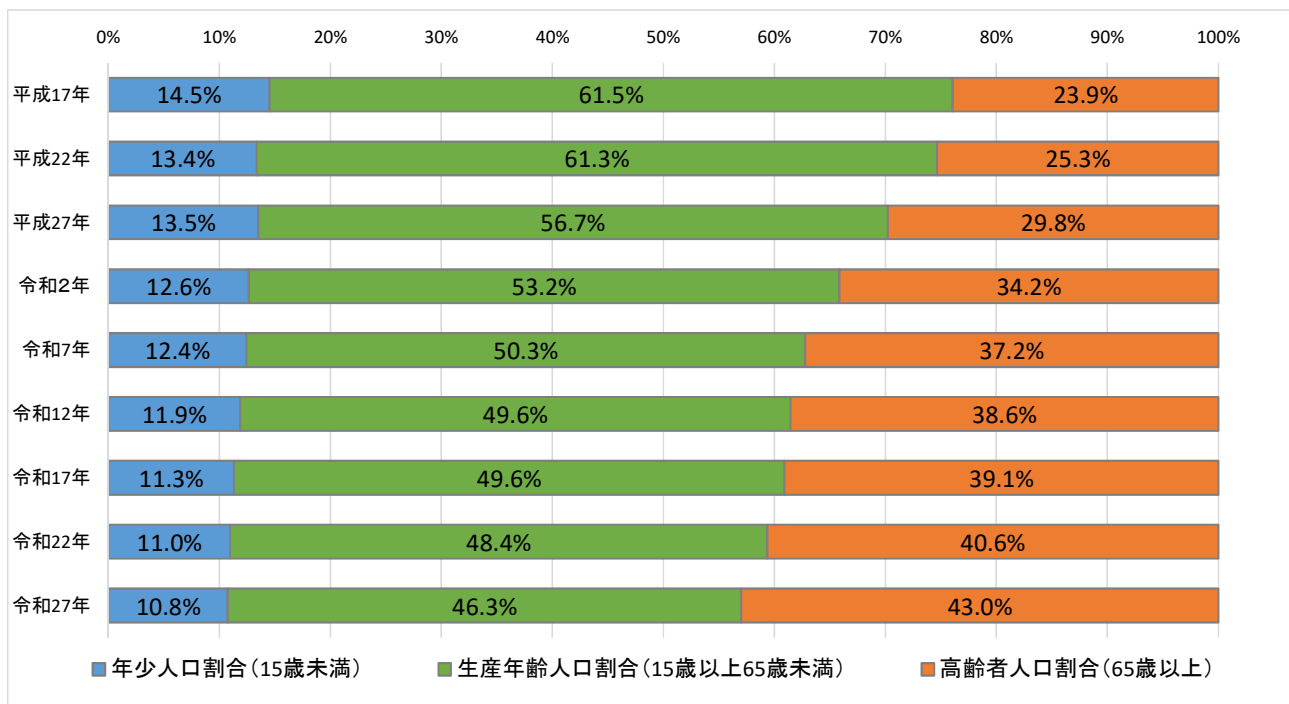
○本地区の人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 27 年（2045 年）には 2,799 人と推測されます。

○高齢化（65 歳以上）が進行しており、平成 27 年国勢調査の高齢化率は 23.9%です。今後も高齢化率は増加傾向であり、令和 27 年（2045 年）には、43.0%になると推測されます。

図表 年齢 3 区分別人口の推移

	実績値			推計値					
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総人口	4,670	4,516	4,278	4,152	3,916	3,675	3,410	3,120	2,799
年少人口(15歳未満)	678	603	577	525	487	436	386	342	301
生産年齢人口(15歳以上65歳未満)	2,874	2,769	2,427	2,209	1,971	1,822	1,691	1,510	1,295
高齢者人口(65歳以上)	1,118	1,144	1,274	1,418	1,458	1,417	1,333	1,268	1,203

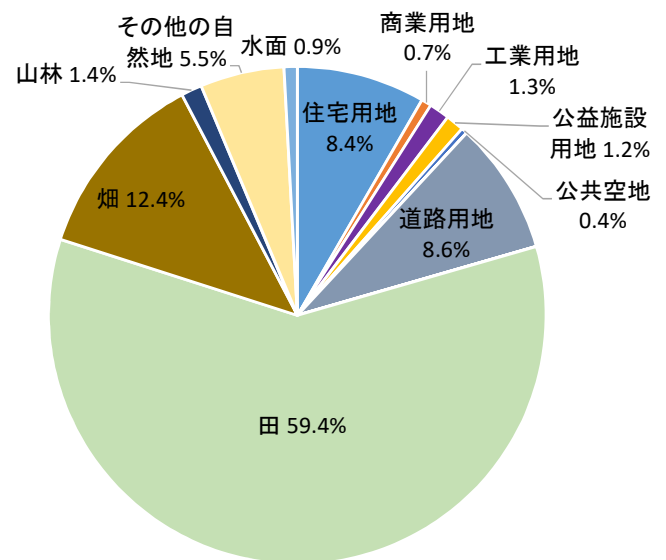




出典：国勢調査（～H27）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（R2～）

（２） 土地利用

- 本地区の土地利用の状況は、田が 59.4%、畑が 12.4%とおおよそ 7 割を占めています。
- 都市的土地利用の割合を見ると住宅用地が 8.4%、道路用地が 8.6%、工業用地が 1.3%を占めています。



出典：都市計画基礎調査（平成 27 年） ※都市計画区域内

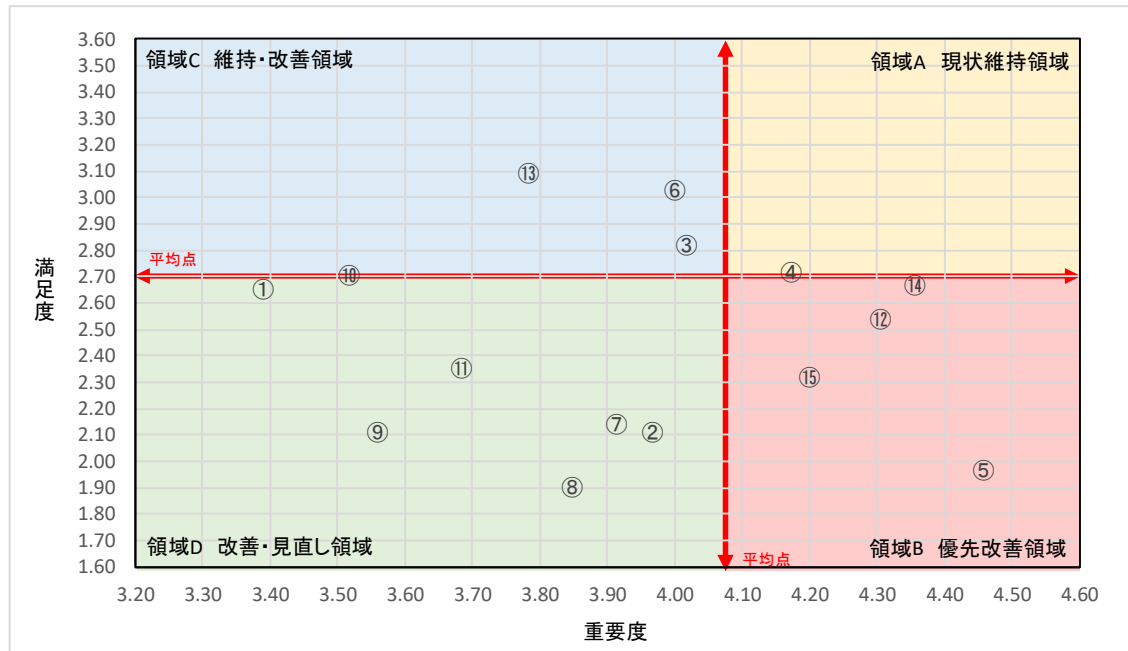
（３） 都市施設等

- 東北中央自動車道南陽高畠インターチェンジがあり、自動車による来訪者の玄関口となっています。
- 町内唯一の中学校、高等学校が立地しています。
- まほろば・童話の里 浜田広介記念館や日向洞窟等の歴史資源があります。
- 都市計画道路深沼旭町線及び竹森中里線の未整備区間が多くあります。
- 地区の中心部を屋代川が流れています。

(4) アンケート結果

【満足度・重要度】

○満足度が低く、重要度が高い領域 B 優先改善領域には、「⑤子供も高齢者も安全に歩ける歩道が整備されている」、「⑫防災施設や災害時の避難路、避難施設が整備されている」、「⑭子育て支援施設が整備されている」、「⑮高齢者、障がい者等の施設が整備されている」が該当しています。



	項目		項目
維持・改善領域 領域C	③他の地区に行く主要な道路が整備されている ⑥自宅から自動車での買物などが便利である ⑩山林・農地などの自然環境が保全されている ⑬リサイクルなどの環境への配慮がある	現状維持領域 領域A	④身近な生活道路が整備されている
改善・見直し領域 領域D	①住宅を新築するための宅地が整備されている ②買物をするための店舗が整っている ⑦自宅から自転車や徒歩での買物などが便利である ⑧自宅からバスや鉄道を利用した行動が便利である ⑨身近に利用できる公園が整備されている ⑪空き地、空き家等の低未利用地が対応されている	優先改善領域 領域B	⑤子供も高齢者も安全に歩ける歩道が整備されている ⑫防災施設や災害時の避難路、避難施設が整備されている ⑭子育て支援施設が整備されている ⑮高齢者、障がい者等の施設が整備されている

【地区の役割など】

- 屋代地区の役割は、「農林業を支える地区」が最も多く 29.4%を占めており、次いで「歴史・文化・伝統を引き継ぐ地区」が 22.5%となっています。
- 屋代地区の将来については、「道路や歩道が充実した地区」が最も多く 20.0%を占めており、次いで「子育て支援が充実した地区」が 14.2%となっています。
- 屋代地区に必要な施設は、「雪を克服する施設」が最も多く 17.2%を占めており、次いで「公園や広場」が 13.8%となっています。

(5) 地区懇談会意見

○地区別懇談会での主な意見は下記の通りです。

【第1回】テーマ：地域の魅力と課題 2019年7月24日（水） 屋代地区公民館研修室

住んでいる地域の特性 (いいところ)	住んでいる地域の改善したい点 (悪いところ)
・各地区の行事、祭りが盛んである ・自然豊かで、果樹園や米など実り豊かな土地がある ・浜田広介や鈴木実など文学・芸術に優れた人を輩出している ・児童館、小・中・高のすべてがある ・まほろばの緑道や屋代ふれあい公園などの施設がよい ・東北中央自動車道の南陽高畠インターチェンジがある ・国指定の史跡がある（日向洞窟・火箱岩洞窟）	・若者の集える機会、場所がない ・歩道が狭く危険な箇所がある ・歴史的に有名なところがたくさんあるが、整備されていない ・商業施設が少ない ・屋代川の水害が心配である ・史跡などの施設や観光地への案内看板が少ない



こんな地域がいいな	地域にあったらいいもの
・ 南陽高畠インターチェンジは道路の玄関口だが、派手さだけでなく、自然や農産物を活かした地区づくりを目指してはどうか ・ 自然や果樹、歴史、文化を多くの人に楽しんでもらいたい ・ 良好な農地を残しつつ、人にも自然にもやさしい地区 ・ デマンドタクシーの利用方法や使い道などもう少しわかりやすくお知らせ（アナウンス）する ・ 南陽高畠インターチェンジを玄関口とした文化・人とのつながり ・ 屋代地区のメインストリートとなる竹森中里線を早期に整備し、沿線を宅地造成して若者定住に役立てる ・ 児童館、小・中学校、高校、大人の学び舎（屋代村塾、熱中小学校）が全て揃っているので、連携しながら利用でき人材交流ができるとよい ・ 農産物直売所（個人経営だけでなく）が整備され、PRも盛んで活気ある地区	・ 史跡を活かした地域づくり、古の里 ・ おいしい食材がたくさんある地域なので、後継者がいない所でも農業が続けられるシステムがあったらいいな ・ 緑道を活かした地域間交流の工夫ができないか緑道を利用した自動車自動運転など ・ 安心して歩ける道路の整備 ・ 南陽高畠インターチェンジ周辺に道の駅や地元の特産物を販売する直売所を整備し、高齢者の雇用の場にも活用したり、食事も提供できたら良いと思う ・ 緑道に観光スポットの案内板を設置する ・ 屋代三山（根岸山、相森山、竹森山）を生かした地区づくり（展望台して整備し、防災上の高台としても利用できる） ・ 浜田広介記念館の周辺に衣料品店など、買い物ができる施設 ・ 各種洞窟前を公園として整備し、観光客を呼び込む（高畠石を使用した石バージョンの公園） ・ 中学校周辺に宅地造成団地を整備し、若者が定住しやすい環境づくり ・ 休耕地を菜の花畑やひまわり畑で見れるような土地利用



	すぐに取り組むもの	中期的に取り組むもの	長期的に取り組むもの
地域・民間	・浜田広介記念館の周辺に衣料品店など、買い物ができる施設 ・ショッピングや外食ができる施設	・中学校周辺に宅地造成団地を整備し、若者が定住しやすい環境づくり	
協働	・南陽高畠インターチェンジは道路の玄関口だが、派手さだけでなく、自然や農産物を活かした地区づくりを目指してはどうか ・児童館、小・中学校、高校、大人の学び舎（屋代村塾、熱中小学校）が全て揃っているので、連携しながら利用でき人材交流ができるとよい ・農産物直売所（個人経営だけでなく）が整備され、PRも盛んで活気ある地区 ・南陽高畠インターチェンジ周辺に道の駅や地元の特産物を販売する直売所を整備し、高齢者の雇用の場にも活用したり、食事も提供できたら良いと思う ・休耕地を菜の花畑やひまわり畑で見れるような土地利用	・自然や果樹、歴史、文化を多くの人に楽しんでもらいたい ・史跡を活かした地域づくり、古の里	・良好な農地を残しつつ、人にも自然にもやさしい地区
行政	・デマンドタクシーの利用方法や使い道などもう少しわかりやすくお知らせ（アナウンス）する ・おいしい食材がたくさんある地域なので、後継者がいない所でも農業が続けられるシステムがあったらいいな ・まほろばの緑道を活かした地域間交流の工夫ができないか（緑道を利用した自動車自動運転など） ・安心して歩ける道路の整備 ・まほろばの緑道に観光スポットの案内板を設置する ・屋代三山（根岸山、相森山、竹森山）を生かした地区づくり（展望台して整備し、防災上の高台としても利用できる）	・屋代地区のメインストリートとなる竹森中里線を早期に整備し、沿線を宅地造成して若者定住に役立てる ・各種洞窟前を公園として整備し、観光客を呼び込む（高畠石を使用した石バージョンの公園） ・既存集落で、農地や園地を活かし保全する	・自動車自動運転システムの充実

3-2-2 地区の課題

（1）土地利用の課題

○地区に点在する住宅地について、自然と調和した良好な住環境を維持していく必要があります。

○地区の多くを農地が占めており、良好な田園景観が形成されているため、自然に配慮した土地利用

を図る必要があります。

○集落地は、営農環境の維持や住民が安心して快適に暮らせる住環境づくりが求められています。

(2) 都市施設の課題

○国道を中心に道路は整備されているものの、公共交通の不便な地域があるため、日常的な利用や、観光客に向けた交通手段を確保する必要があります。

○南北の交通の軸となる都市計画道路竹森中里線の整備が求められています。

○南陽高畠インターチェンジ周辺は、自動車による来訪者の玄関口として魅力のある施設の整備が求められています。

(3) 都市環境の課題

○地域コミュニティ充実のための施設や環境の整備が求められています。

○史跡や浜田広介記念館など歴史や文化的な施設を活用した地区づくりが求められています。

○豊かな農産物を活かした地区づくりや、より良いPR方法などを模索していきます。

3-2-3 地区のまちづくりのテーマ

【地区のキーワード】

・豊かな自然 ・果樹が豊富 ・行事、祭りが盛ん ・学校施設が充実
・日向洞窟、火箱岩洞窟など有名な史跡 ・南陽高畠 IC ・浜田広介記念館 ・屋代川

【地区のまちづくりのテーマ】

農と都市の共生

～豊かな水田・果樹畑、史跡あふれる 学びの里～

3-2-4 地区のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

○住宅地は、自然と調和のとれた安らぎある住環境の整備を図ります。

○農地は、現在の良好な田園景観の保全に努めるとともに、農業を通じて地域の人と来訪者が交流できる場となるよう地区づくりを目指します。

○森林は、水源かん養機能や地球温暖化の原因となっている CO² を吸収する役割を担っていることから、乱開発を抑制し保全を図ります。

(2) 都市施設の方針

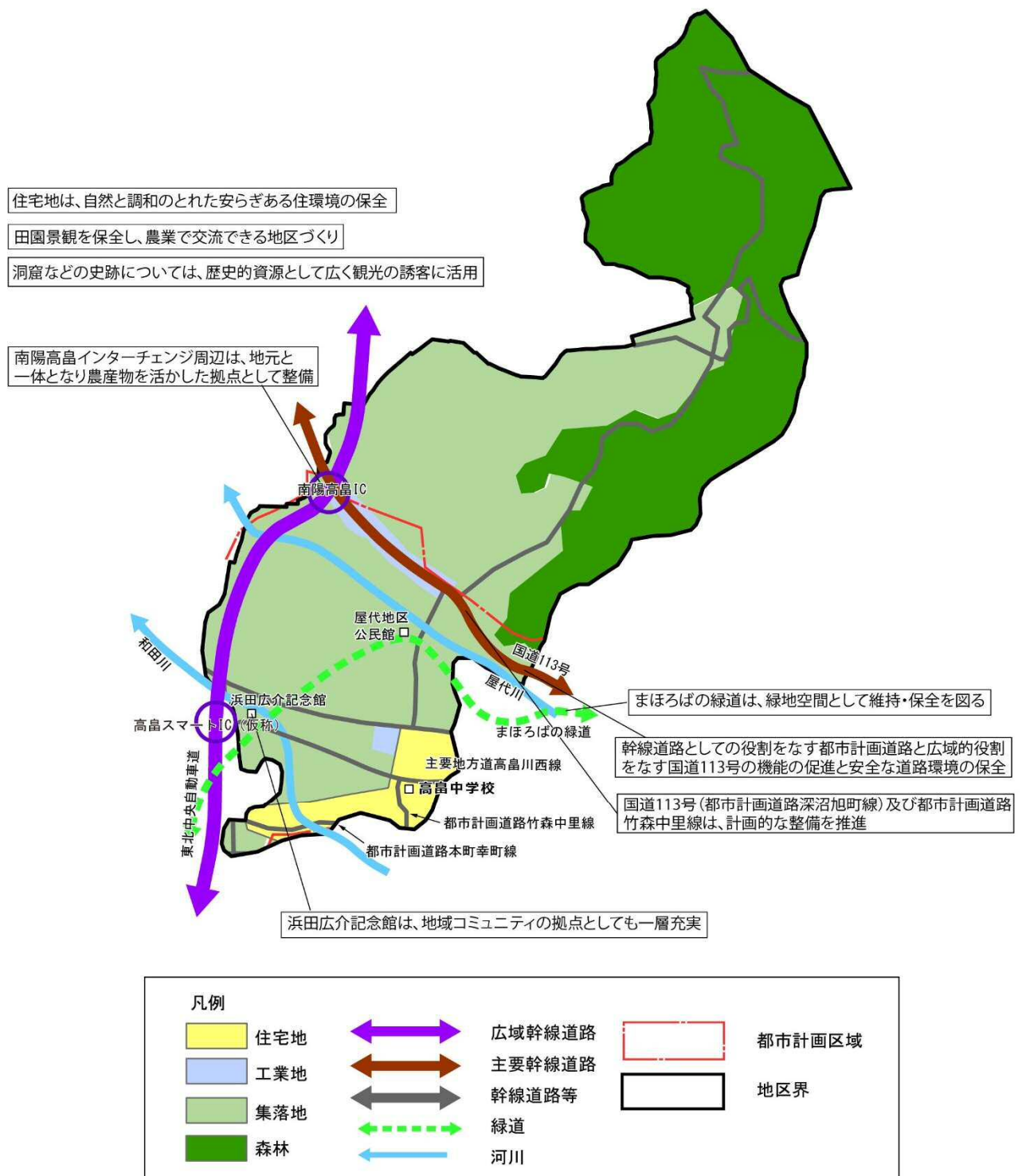
○国道 113 号（都市計画道路深沼旭町線）は、宮城県、新潟山形南部連絡道路を通じての新潟県を結ぶ広域的役割と、地区内の幹線道路としての役割を持っていることから、これらの交通需要等に対応するため、その機能の促進と安全で快適な道路環境の維持に努めます。

- 本地区から各地区への主な町内交通網は、国道 113 号（都市計画道路深沼旭町線）、主要地方道高畠川西線、都市計画道路竹森中里線及び本町幸町線を東西軸、南北軸と位置付け、その機能を維持するとともに、これらを補完する生活道路の歩行者空間の確保、危険箇所の改良等に努めます。特に、国道 113 号（都市計画道路深沼旭町線）及び都市計画道路竹森中里線については、関係機関と協議しながら、計画的な整備を推進します。
- 南陽高畠インターチェンジ周辺は、人、物、文化が交流する交通の玄関口として、自然と調和のとれた景観形成を保ちつつ、地元と一体となり農産物を活かした拠点として整備を図ります。
- 公共交通不便地域の解消や、観光地への利便性向上のため、公共交通の充実を図ります。
- まほろばの緑道は、本地区と高畠地区、糠野目地区とを結ぶ緑の軸として、また、地域にうるおいとやすらぎを与える緑地空間として維持・保全を図るとともに、観光交流の拡大に活用します。

（３） 都市環境の方針

- 浜田広介記念館は、文化交流の場として児童文学の普及にとどまらず、地域コミュニティの拠点としても一層の充実に努めます。
- 地区に点在する洞窟などの史跡については、歴史的資源として広く観光の誘客に活用していきます。
- 公共施設や公園など、災害時の安全な避難場所やオープンスペースの確保と適正な維持を図ります。
- 自助・共助・公助による災害に強い地域づくりを目指し、自主防災組織の連携や活動の強化により、住民が安心して暮らせる地区の防災体制づくりに努めます。

図 屋代地区のまちづくりの方針図



3-3 糠野目地区

3-3-1 地区の概況

糠野目地区は、町の南西に位置し、山形新幹線が停車する温泉付き駅舎として有名な町内唯一の JR 高畠駅があり、道路網では東北中央自動車道及び国道 13 号が縦貫し、交通機能の中心となっています。その利便性から工業団地が集中し多くの企業が立地し、また、民間の観光施設も多くあります。



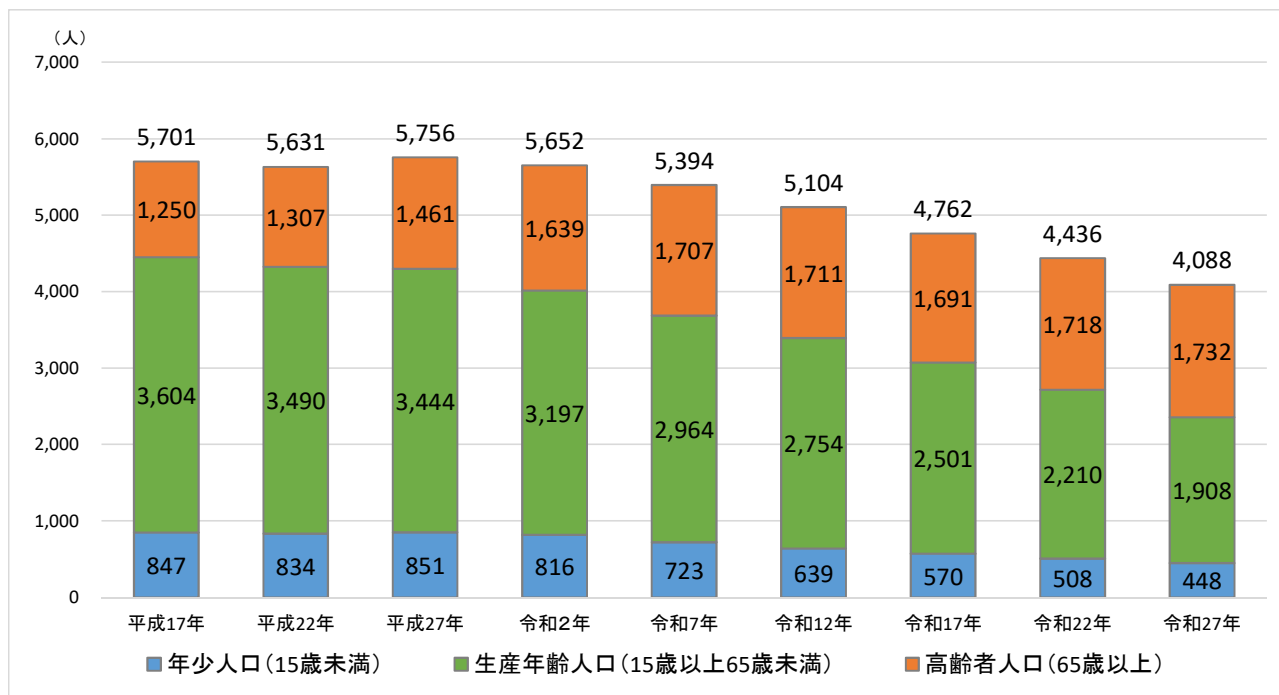
(1) 人口

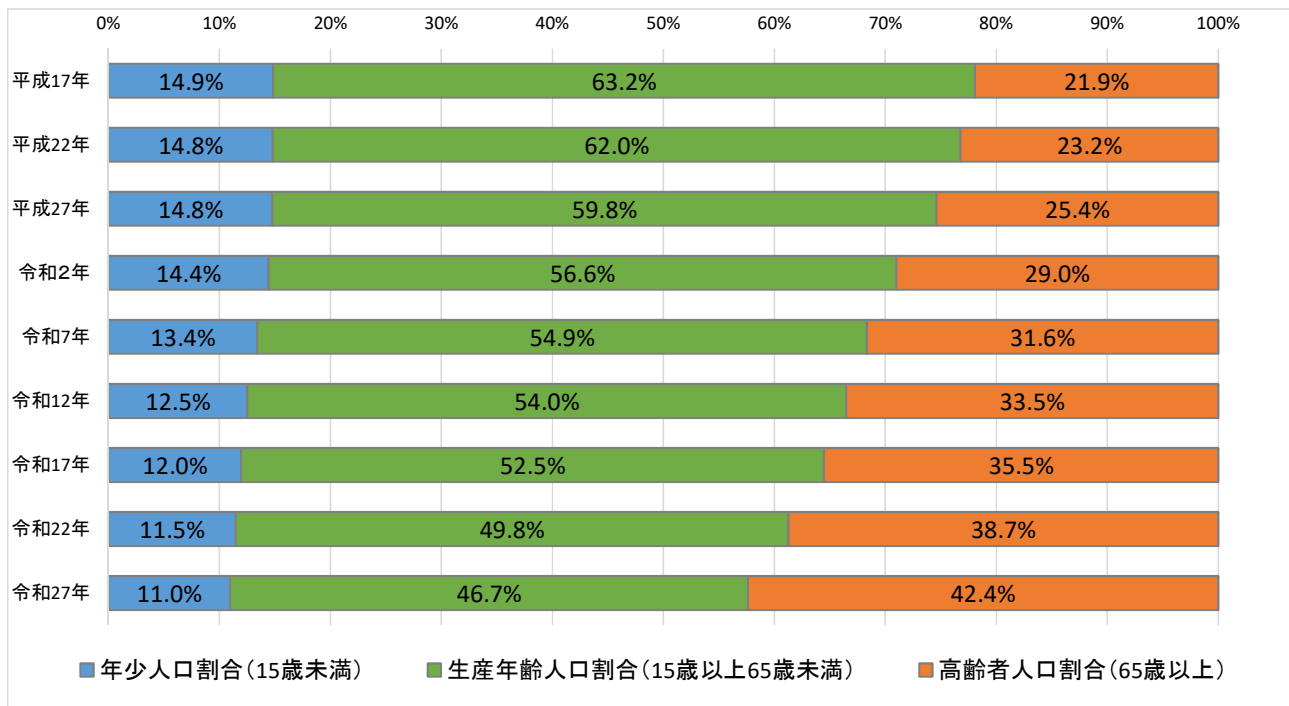
○本地区の人口は減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 27 年（2045 年）には 4,088 人まで減少すると推測されます。

○高齢化（65 歳以上）が進行しており、平成 27 年国勢調査の高齢化率は 25.4%です。今後も高齢化率は増加傾向であり、令和 27 年（2045 年）には、42.4%になると推測されます。

図表 年齢 3 区分別人口の推移

	実績値			推計値					
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
総人口	5,701	5,631	5,756	5,652	5,394	5,104	4,762	4,436	4,088
年少人口(15歳未満)	847	834	851	816	723	639	570	508	448
生産年齢人口(15歳以上65歳未満)	3,604	3,490	3,444	3,197	2,964	2,754	2,501	2,210	1,908
高齢者人口(65歳以上)	1,250	1,307	1,461	1,639	1,707	1,711	1,691	1,718	1,732

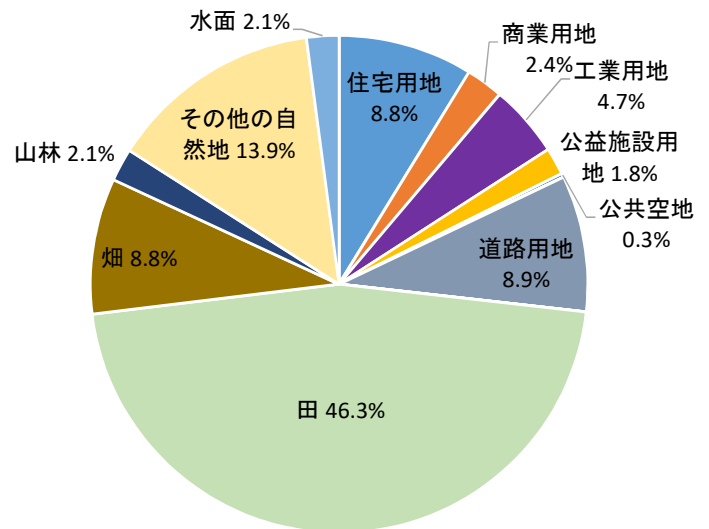




出典：国勢調査（～H27）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（R2～）

（２） 土地利用

- 本地区の土地利用の状況は、田が 30.9%、畑が 19.9%と、およそ 5 割を占めています。
- 都市的土地利用の割合を見ると住宅用地が 13.7%、道路用地が 7.8%、公益施設用地が 6.1%を占めています。



出典：都市計画基礎調査（平成 27 年） ※都市計画区域内

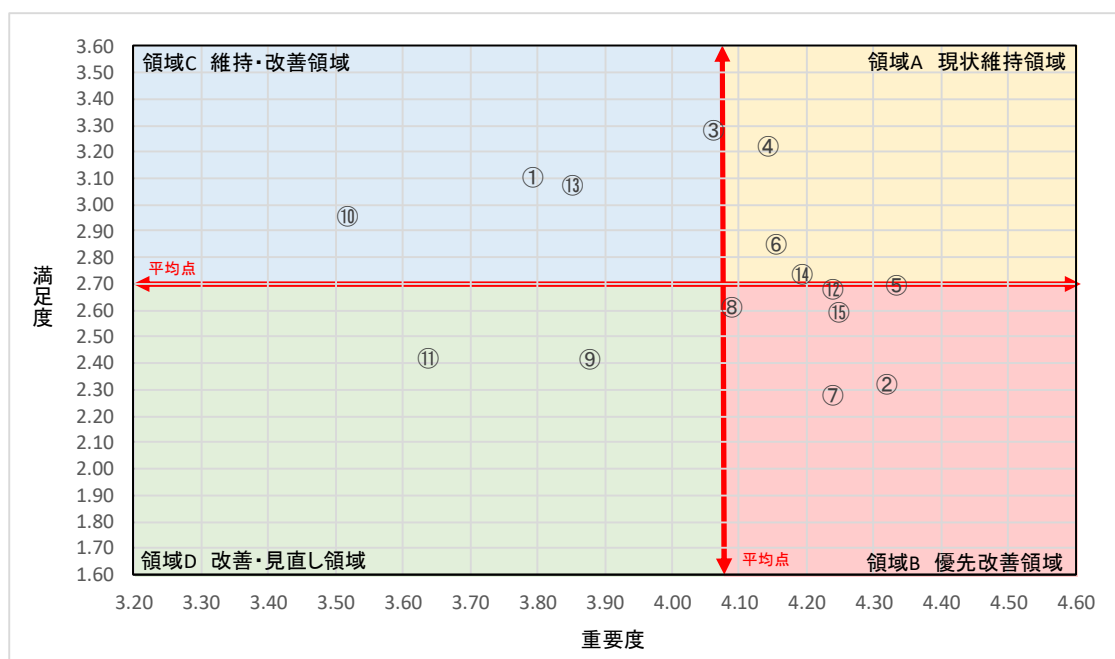
（３） 都市施設等

- 温泉付き駅舎としても有名な JR 高畠駅があり、鉄道による来訪者の町の玄関口となっています。
- 東北中央自動車道及び国道 13 号が通っており、工業地域の大半が集中しています。
- 地区を縦断している最上川や和田川、砂川が流れており、野鳥観察や周辺の山々の自然を楽しむ場となっています。

(4) アンケート結果

【満足度・重要度】

- 満足度が低く、重要度が高い領域 B 優先改善領域には、「②買物をするための店舗が整っている」「⑦自宅から自転車や徒歩での買物などが便利である」、「⑧自宅からバスや鉄道を利用した行動が便利である」、「⑫防災施設や災害時の避難路、避難施設が整備されている」、「⑮高齢者、障がい者等の施設が整備されている」が該当しています。



	項目		項目
維持・改善領域 領域C	①住宅を新築するための宅地が整備されている ③他の地区に行く主要な道路が整備されている ⑩山林・農地などの自然環境が保全されている ⑬リサイクルなどの環境への配慮がある	現状維持領域 領域A	④身近な生活道路が整備されている ⑤子供も高齢者も安全に歩ける歩道が整備されている ⑥自宅から自動車での買物などが便利である ⑭子育て支援施設が整備されている
改善・見直し領域 領域D	⑨身近に利用できる公園が整備されている ⑪空き地、空き家等の低未利用地が対応されている	優先改善領域 領域B	②買物をするための店舗が整っている ⑦自宅から自転車や徒歩での買物などが便利である ⑧自宅からバスや鉄道を利用した行動が便利である ⑫防災施設や災害時の避難路、避難施設が整備されている ⑮高齢者、障がい者等の施設が整備されている

【地区の役割など】

- 糠野目地区の役割は、「交通の中心となる地区」が最も多く 28.8%を占めており、次いで「快適な住環境を提供する地区」が 20.5%となっています。
- 糠野目地区の将来については、「公共交通が充実した地区」が最も多く 13.6%を占めており、次いで「商業地・商店街として賑わいがある地区」が 12.7%となっています。
- 糠野目地区に必要な施設は、「食料品など日常的な買物をする店舗」が最も多く 23.8%を占めており、次いで「雪を克服する施設」が 17.0%となっています。

(5) 地区懇談会意見

- 地区別懇談会での主な意見は下記の通りです。

【第1回】テーマ：地域の魅力と課題 2019年7月25日（木） 生涯学習館研修室

住んでいる地域の特性 (いいところ)	住んでいる地域の改善したい点 (悪いところ)
・ 保育園と幼稚園があり子育てしやすい ・ 屋内遊戯場ができた、子育て家族が住みやすい ・ 新たな住宅団地に若い人も増え、人口減少も比較的少ない ・ 工場などが多く働き口が多い ・ 交通が便利（JRの駅、高速道路及び国道13号）である ・ 通勤、通学が便利である ・ 子どもを遊ばせる公園（緑道、高畠駅南側、最上川糠野目緑地）や子育て施設もつくるがある ・ 高畠駅を中心に住宅団地の建設があり、新築住宅の建築が進む ・ 駅前地区にスーパー、コンビニ、ドラッグストア等生活用品店が揃い、買い物しやすい ・ 医療施設が多い	・ 線路の東西の移動が不便である ・ 高速道路インターチェンジまでが遠い ・ 高畠地区と比べ、大きなスーパーがない ・ 食料品を買える店が中心部にしかない ・ 県立高畠高校周辺が寂しい ・ 空き家が増えつつある ・ 除雪体制の整備が必要である ・ 若い人が働きたい魅力的な多様な仕事があればよい ・ 町の玄関口の高畠駅前がちょっと寂しく、駅周辺にゆっくりできる場所がない ・ バスなどの交通機能が少なく、高齢による免許返納後の生活が不安である



こんな地域がいいな	地域にあったらいいもの
・若い世代の人が住みたくなる地区や女性が元気な地区を目指す ・ぬかのめブランドを創設して、移住者向けに独自性をPRし促進させる ・子どもがわいわいと遊んでいるような地区 ・都会などからの交流者の受け皿づくり、ハードとソフト ・中心部に遠い人でも買い物がしやすく、御用聞きのできる商店があれば、高齢者も安心できる ・緑道の有効活用（自動車自動運転など） ・空き家対策活用を積極的に推進する ・駅周辺の整備、宅地開発を促進 ・駅前に近隣市町とも連携した総合案内看板を設置し、鉄道旅客の拠点にする ・高島高校周辺の開発を進める、住宅地・商店の立地促進する ・若い人が定住できるような働き口が多い地区を目指し、現在の工業地域で開発が滞っている場所を見直しつつ、実現可能な新たな工業地を見出し、企業誘致を図るために工業団地を拡張する	・気軽に地区を行き来できる交通手段がある ・高島駅からの二次交通の発達 ・「もっくる」を軸にした消費につながる施設、食堂やカフェの施設がある ・ベンチャー企業への支援オフィスの提供や育成ができるシステム ・駅西口に交流できるスペース（カフェ、直売所）ができ、駅前通りが活性化する ・駅東口の活性化（商店の誘致、ビジネスホテル） ・高速道路への乗り入れが近くなるようにインターチェンジの整備 ・通学路の安全性を向上させる（歩道やグリーンベルト） ・西町、国道13号沿いの工業地域への企業誘致（大学や企業の研究所） ・昔から伝わっているおばあちゃんの味が食べられる食堂がある ・防災無線が聞こえづらいので、家の中でも聞こえるスピーカー的なものがある ・他市町とも連携した観光案内等の総合施設



	すぐに取り組むもの	中期的に取り組むもの	長期的に取り組むもの
地域・民間	・「もっくる」を軸にした消費につながる施設、食堂やカフェの施設がある ・民間活力による住宅団地の整備	・都会などからの交流者の受け皿づくり、ハードとソフト ・駅東口の活性化（商店の誘致、ビジネスホテル） ・昔から伝わっているおばあちゃんの味が食べられる食堂がある	
協働	・ぬかのめブランドを創設して、移住者向けに独自性をPRし促進させる（地区の魅力を発信する） ・中心部に遠い人でも買い物がしやすく、御用聞きのできる商店があれば、高齢者も安心できる ・駅西口に交流できるスペース（カフェ、直売所）ができ、駅前通りが活性化する ・防災無線が聞こえづらいので、家の中でも聞こえるスピーカー的なものがある	・緑道の有効活用（自動車自動運転など） ・他市町とも連携した観光案内等の総合施設	
行政	・若い世代の人が住みたくなる地区や女性が元気な地区を目指す（子育て支援等） ・駅前に近隣市町とも連携した総合案内看板を設置し、鉄道旅客の拠点にする ・気軽に地区を行き来できる交通手段がある（デマンドタクシー等の利用拡充） ・高島駅からの二次交通の発達 ・ベンチャー企業への支援オフィスの提供や育成ができるシステム（空き家の利活用、工業団地の誘致） ・通学路の安全性を向上させる（歩道やグリーンベルト） ・災害に強い地区（安全な避難場所の確立など）	・空き家対策活用を積極的に推進する ・高島高校周辺の開発を進める、住宅地・商店の立地促進する ・若い人が定住できるような働き口が多い地区を目指し、現在の工業地域で開発が滞っている場所を見直しつつ、実現可能な新たな工業地を見出し、企業誘致を図るために工業団地を拡張する ・高速道路への乗り入れが近くなるようにインターチェンジの整備 ・西町、国道13号沿いの工業地域への企業誘致（大学や企業の研究所）	

3-3-2 地区の課題

(1) 土地利用の課題

- 地区の市街地内の住宅地について、子育て環境の整備により、若者世代が移住しやすい、良好な住環境の整備が求められています。
- 高島駅周辺や高島高校周辺への商業施設の整備や利便性の向上が求められており、空き家、空き地も増えているため、中心商業地の魅力の低下が懸念されます。
- 既存の工業団地の拡張や長年未整備の工業地域の見直しを進めながら、企業誘致を行い雇用の創出を促進することが求められています。

(2) 都市施設の課題

- 国道 13 号を中心に道路は整備されているものの、公共交通の不便な地域があるため、日常的な利用や、観光客に向けた交通手段を確保する必要があります。
- 未着手となっている都市計画道路があります。
- 冬期間の安全な生活環境を確保するため、雪を克服する施設の充実が求められています。

(3) 都市環境の課題

- 最上川などの河川やまほろばの緑道を活用した、水と緑の一体的な景観形成が求められています。

3-3-3 地区のまちづくりのテーマ

【地区のキーワード】

・住宅地が充実 ・子育てしやすい ・子育て支援施設もつくる ・高齢者が元気
・企業立地が多い ・高速道路（スマート IC） ・JR 高島駅 ・高島ワイナリー ・最上川

【地区のまちづくりのテーマ】

暮らし輝く三本の矢

～交通のアクセスしやすさ、子育てしやすさ、働きやすさ～

3-3-4 地区のまちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

- 住宅地は、子育て世代や高齢者、女性をはじめとする全ての住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを図るとともに、周辺の工業地と調和のとれた住宅地の形成に努めます。また、街なか居住を推進し、コンパクトなまちづくりを目指します。
- 「ぬかのめブランド」を創設するとともに、移住者に向けた独自性の PR 等の充実により、定住を促進します。
- 商業地は、高島駅や高島高校周辺を中心に商業施設の立地や住宅地の開発を推進し、整理された商業空間の形成に努めます。また、町の玄関口にふさわしい市街地形成を図るため、空き家、空き地

を活用し、賑わいの創出を図ります。

- 商業施設やビジネスホテルの誘致等により、高畠駅東口の活性化を図ります。
- 地区の中心部に遠い人でも買い物がしやすく、高齢者が買い物に困らない御用聞きができるような商業地づくりに努めます。
- 国道 13 号沿線は、住環境に配慮しつつ、沿道サービス型商業施設の立地を誘導し、利便性の向上に努めます。
- 工業地は、就労の場を確保するため、周辺環境との調和を図りつつ西町西工業団地を中心に造成を行い、優良企業の誘致を推進します。
- 若い人が定住できるような雇用の場が多い地区を目指し、現在の工業地域で開発が滞っている区域を見直しつつ、実現可能な新たな工業地を見出し、企業誘致を図るために工業団地の拡張を図ります。
- 工業地は、ベンチャー企業へのオフィスの提供や育成ができるシステム支援や、大学や企業の研究所としての活用を図ります。
- 住宅地や工業地に近い位置に、新たなスマートインターチェンジを整備し、生活や交通における利便性の向上を図ります。

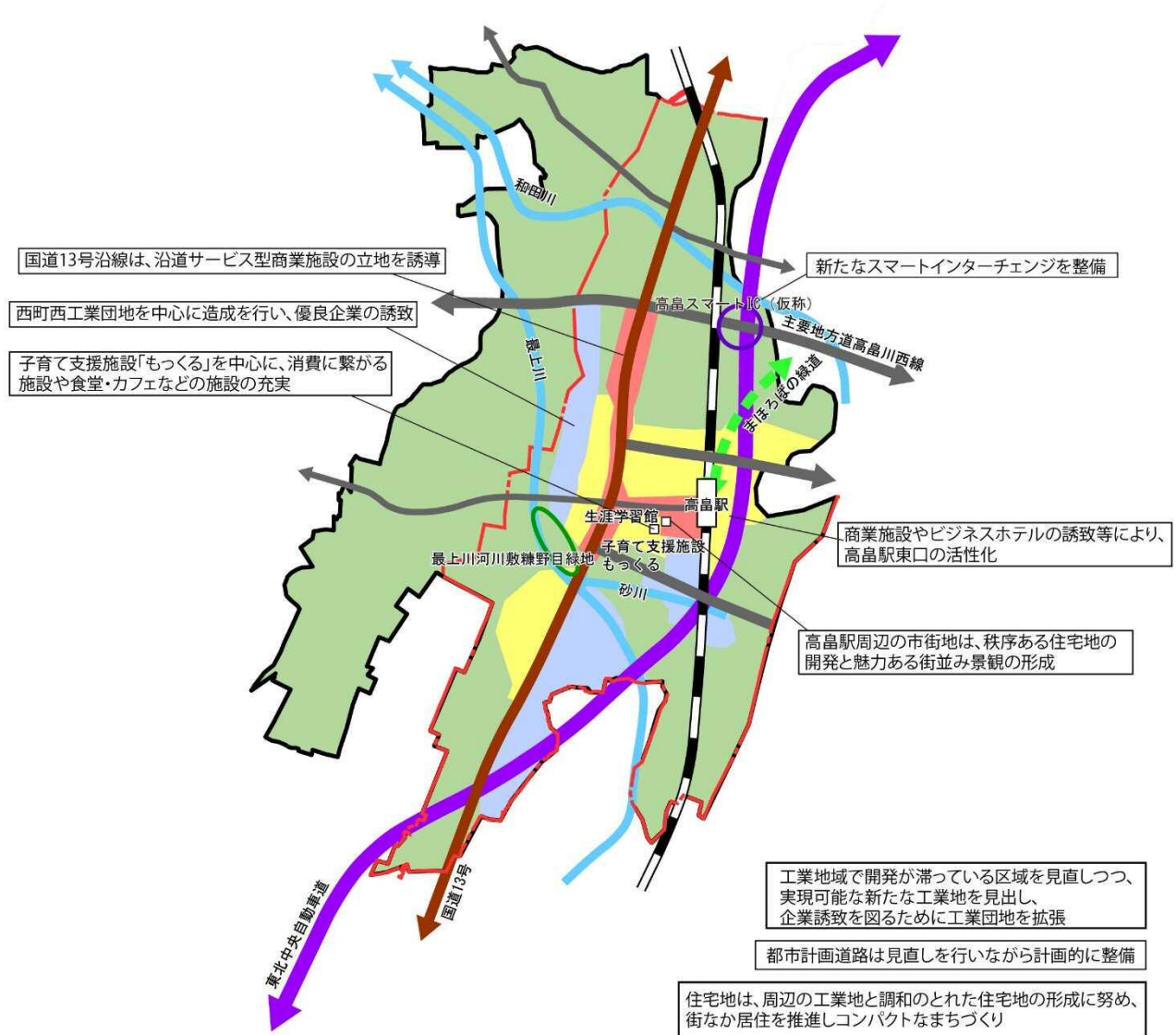
(2) 都市施設の方針

- 地区の中心部を縦断する国道 13 号は、南陽市と米沢市を結び県内を縦断する基幹道路としての広域的な役割と、地区内の幹線道路の役割を持っていることから、これらの交通需要等に対応するため、その機能と安全で快適な道路環境の維持に努めます。
- 地区内の生活道路は歩行者空間の確保、危険箇所の改良等に努めるとともに、長期未着手となっている都市計画道路については、関係機関と協議し必要に応じ見直しも行いながら、計画的な整備を推進します。
- 公共交通不便地域の解消や、観光地への利便性向上のため、デマンドタクシーの利用拡大等での公共交通の充実を図ります。
- まほろばの緑道は、本地区と高畠地区、屋代地区とを結ぶ緑の軸として、また、地域にうるおいとやすらぎを与える緑地空間として維持・保全を図るとともに、観光交流の拡大に活用します。
- 子育て支援施設「もっくる」を中心に、関係機関と協議したうえで、消費に繋がる施設や食堂・カフェなどの施設の充実に向け、働きかけに努めます。
- 生涯学習館や最上川河川敷糠野目緑地を利活用した事業を推進し、子どもたちが賑やかに遊べるような地区づくりに努めます。

(3) 都市環境の方針

- 高畠駅周辺の市街地は、適正な指導・誘導による秩序ある住宅地の開発と魅力ある街並み景観の形成を図ります。
- 最上川、和田川、砂川の周辺は地域の状況に応じて緑化を推進し、水と緑が一体となった景観の保全や、環境保護に努めます。
- 公共施設や公園など、災害時の安全な避難場所やオープンスペースの確保と適正な維持を図ります。
- 自助・共助・公助による災害に強い地域づくりを目指し、自主防災組織の連携や活動の強化により、住民が安心して暮らせる地区の防災体制づくりに努めます。

図 糠野目地区のまちづくりの方針図



凡例			
	住宅地		広域幹線道路
	商業地		主要幹線道路
	工業地		幹線道路等
	集落地		緑道
	森林		河川
			都市計画区域
			地区界

■地区懇談会参加者

【高畠地区】敬称略

氏名	年代	職業	氏名	年代	職業
大浦 博子	40 代	社会教育指導員	戸田 聡	40 代	自営業
岩木 道子	50 代	僧侶	大塚 栄一	40 代	会社員
菊地 秀人	20 代	団体職員	佐々木 繁	40 代	自営業
大河原 翔太	20 代	公務員	引地 道晴	50 代	自営業
大浦 晋太郎	30 代	会社員	早川 弘夢	20 代	自営業

【屋代地区】敬称略

氏名	年代	職業	氏名	年代	職業
小林 裕太	30 代	団体職員	近野 和枝	30 代	農業
齋藤 幸司	40 代	農業	朝倉 由里子	50 代	会社員
尾形 智雄	40 代	会社員	齋藤 祐子	60 代	臨時職員
結城 義孝	50 代	農業	富樫 とみよ	60 代	嘱託職員
高橋 雅明	50 代	自営業	佐々木 育子	40 代	公務員
山田 幸夫	60 代	農業			

【糠野目地区】敬称略

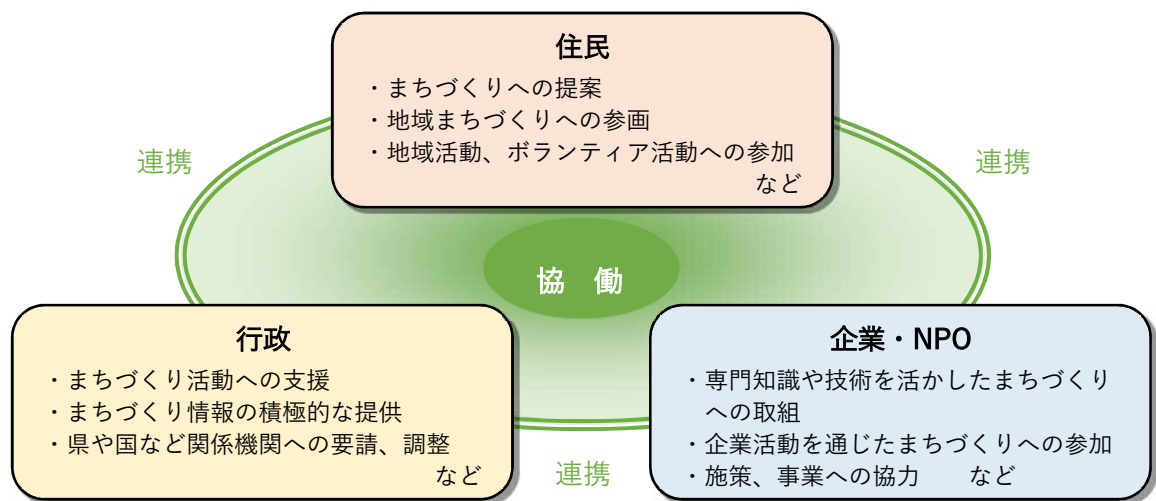
氏名	年代	職業	氏名	年代	職業
秋生 嘉弘	50 代	会社員	久米 修	30 代	自営業
清澤 穰	40 代	会社員	吉田 智之	30 代	自営業
市川 穂波	50 代	自営業	鈴木 誠市	60 代	団体職員
山中 洋一	50 代	会社員	梅影 雪江	50 代	団体職員
竹田 茂則	60 代	農業	竹田 征一	70 代	農業
長谷川 圭太	20 代	大学生	高梨 良行	60 代	臨時職員

第4章 実現化方策

4-1 協働によるまちづくり

まちづくりは、社会経済情勢の変化や住民ニーズに対応しつつ、住民、企業・NPO、行政が適切な役割と責任を果たしながら、互いに協力し、力をあわせて進めていく、協働による取組が重要となります。

このため、住民参加の推進、まちづくりに関する情報の提供や自主的なまちづくり活動への支援などの取組を進めます。



4-1-1 住民参加の推進

本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開に当たっては、必要に応じて住民説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメント等の実施により、住民のまちづくりへの参加の機会を充実し、住民参加型のまちづくりを推進します。

4-1-2 住民主体のまちづくり活動への支援

住民や企業・NPOなどの活発なまちづくり活動を活かすため、地域活性化や魅力ある地域づくり、道路沿道の緑化、美化活動などの自主的な活動への支援体制や制度等の仕組みづくりの充実を図ります。

4-1-3 まちづくりに関する情報の提供

協働のまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する情報を共有することが重要です。町のホームページや広報紙など様々な媒体により、まちづくりに関する情報を積極的に提供するとともに、住民のまちづくりへの意識の高揚に努めます。

4-1-4 国・県・関係機関との連携

町の骨格となる道路整備や拠点整備等においては、国や県、周辺市町村をはじめとする関係機関との調整を図り、必要な事項について協力を要請する等、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

4-2 実現に向けての都市計画の役割

4-2-1 都市計画決定・変更の方針

個別の都市計画の決定及び変更等については、都市計画マスタープランの方針に基づき、まちづくりの進捗状況や計画の熟度等を判断しながら適切な時期に実施していきます。

用途地域については、目的とする土地利用に応じた用途の指定を行い、適正な土地利用を図ります。また、既存の用途地域指定については、必要に応じて部分的な見直しを検討します。

4-2-2 市街地整備・都市施設整備の推進

(1) 土地利用

土地利用計画の実現化を図る上での基本的な考え方は以下の通りです。

土地利用 区分	実現化の基本的な考え方
都市的土地利用	住宅地 ◇都市計画法、建築基準法、景観法等を適用して実現化を図ります。 ◇住環境を維持するため、土地利用や建物等の建て方等の地域のルール化を図ります。 ◇土地利用や建物等の建て方等の地域のルール化を図り、集落地の景観を維持します。 ◇計画的な生活基盤の整備・改善を図ります。 ◇更なる住環境の向上を図るため、街並み景観づくりを誘導します。 【想定される事業・取り組み】 ◆集落地区計画、地区計画、建築協定等による誘導 ◆地区計画、建築協定等による誘導 ◆道路事業等による整備 ◆都市計画法、農業振興地域整備法、森林法等に基づく規制・誘導
	商業地 ◇都市計画法、建築基準法、景観法等を適用して実現化を図ります。 ◇中心市街地活性化法、歴史まちづくり法の適用も考慮し、実現化を図ります。 ◇商業環境、街並みづくりに向けて、土地利用や建物等の建て方等の地域のルール化を図ります。 ◇魅力ある中心商業地の形成を図るため、商業環境、街並み景観づくりを誘導します。 【想定される事業・取り組み】 ◆中心市街地活性化基本計画の推進 ◆各種活性化事業の助成による整備や活用 ◆地区計画、建築協定等による誘導 ◆地区住民、ボランティア、NPO等の活動支援
	工業地 ◇都市計画法、建築基準法、景観法等を適用して実現化を図ります。 ◇工業地の拡張を行う場合は、周辺環境との調和、用途地域の見直しの検討を図ります。 【想定される事業・取り組み】 ◆用途地域指定による規制・誘導 ◆地区計画、緑地協定等による誘導 ◆誘致企業への支援
自然的土地利用	◇都市計画法、景観法、農業振興地域整備法等を適用して実現化を図ります。 ◇農地、山林などの自然的環境の維持保全の法令を適用して実現化を図ります。 【想定される事業・取り組み】 ◆各種の農地、自然等の保全に関する地域、地区の指定による規制 ◆各種事業の助成による整備や活用 ◆地区住民、ボランティア、NPO等の活動支援

- 住宅地は、利便性の高い商業地と隣接し、安全で安心して暮らせる住宅地の形成に努めます。
また、街なか居住を推進し、コンパクトなまちづくりを目指します。
- 役場周辺は、高畠病院、町立図書館、文化ホール等の公共施設が集積しており、公共施設を中心とした町の行政・業務機能の拠点としてその機能を維持し、新たに役場庁舎の建設を図ります。
- 商業施設やビジネスホテルの誘致等により、高畠駅東口の活性化を図ります。
- 国道 13 号沿線は、住環境に配慮しつつ、沿道サービス型商業施設の立地を誘導し利便性の向上に努めます。
- 工業地は、就労の場を確保するため、周辺環境との調和を図りつつ西町西工業団地を中心に造成を行い、優良企業の誘致を推進します。

(2) 都市施設

①道路

- 国道 113 号（都市計画道路深沼旭町線）及び国道 399 号（都市計画道路本町幸町線・相森小郡山線）は、宮城県及び福島県に至る広域的、且つ重要な路線としての役割と、地区内の幹線道路の役割を持っていることから、これからの交通需要等に対応するため、その機能の充実を図り安全で快適な道路環境の維持に努めます。
- 本地区から各地区への主な町内交通網は、国道 113 号（都市計画道路深沼旭町線）、主要地方道高畠川西線、都市計画道路竹森中里線及び本町幸町線を東西軸、南北軸と位置付け、その機能を維持するとともに、これらを補完する生活道路の歩行者空間の確保、危険個所の改良等に努めます。特に、国道 113 号（都市計画道路深沼旭町線）及び都市計画道路竹森中里線については、関係機関と協議しながら、計画的な整備を推進します。
- 長期未着手となっている都市計画道路については、関係機関と協議し必要に応じ見直しも行いながら、計画的な整備を推進します。
- 長期にわたり事業が進展していない路線については、交通環境の変化を考慮しながら都市計画道路の見直しを進めるとともに、個々の路線について必要に応じ、計画幅員及び右折レーン設置等の見直しの検討を進めます。

②交通施設

- 住宅地や工業地に近い位置に、新たなスマートインターチェンジを整備し、生活や交通における利便性の向上を図ります。
- 鉄道利用の促進を図るための施設の整備、改善を鉄道事業者に要望していきます。
- 地区住民の気軽な移動手段となるデマンド型など公共交通体系の充実を図ります。
- コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えに基づき、それぞれの市街地や各地区間を円滑につなぐ公共交通ネットワークの構築を図ります。

③公園・緑地

- 地区住民、住民団体などによる既存公園の維持管理を推進します。
- 地区住民、住民団体などの協働による身近な緑地の創出・維持に向けた活動の支援を推進しま

す。

- まほろばの緑道は、本地区と高畠地区、糠野目地区とを結ぶ緑の軸として、また、地域にうるおいとやすらぎを与える緑地空間として維持・保全を図るとともに、観光交流の拡大に活用します。

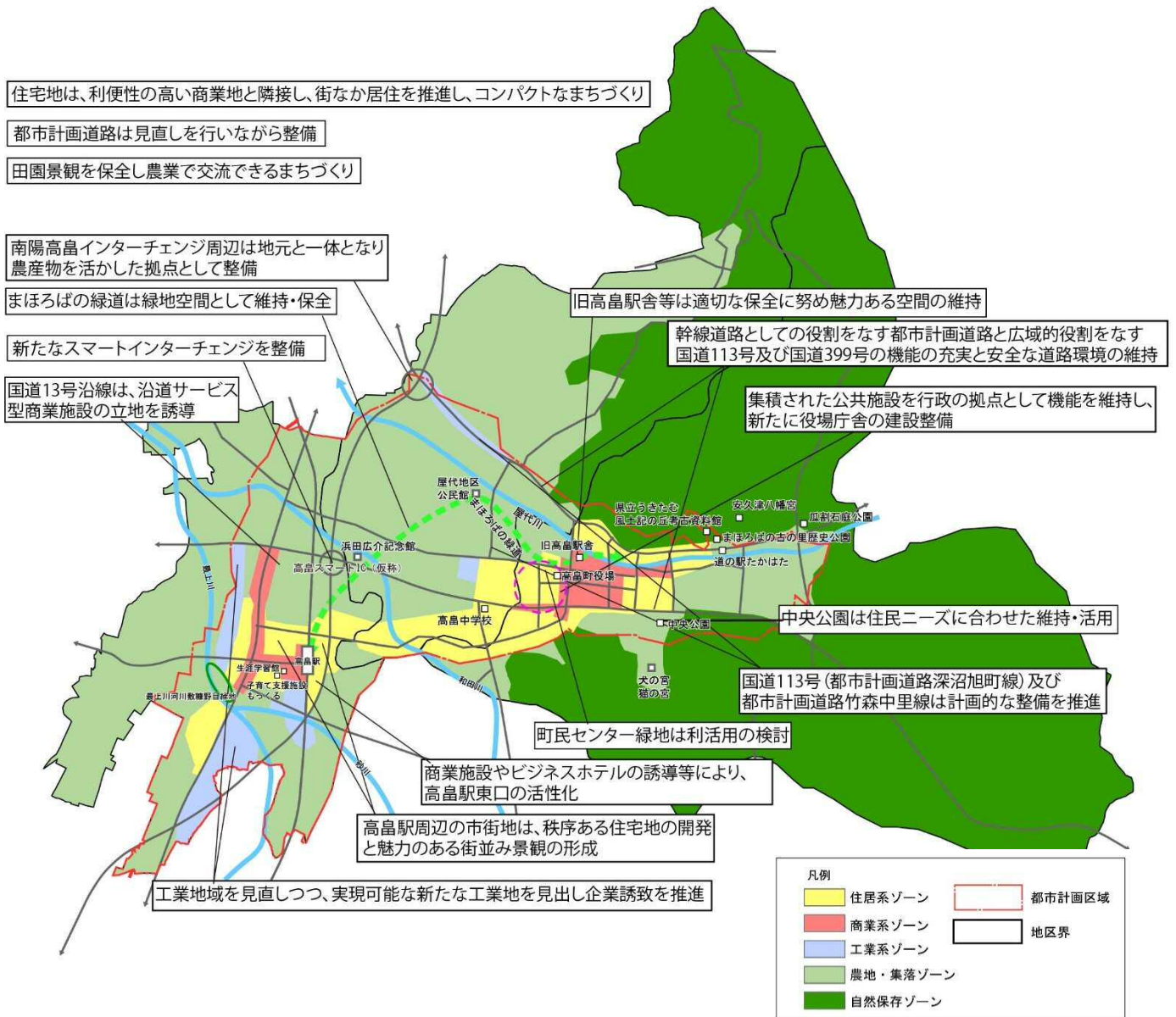
④下水道・河川

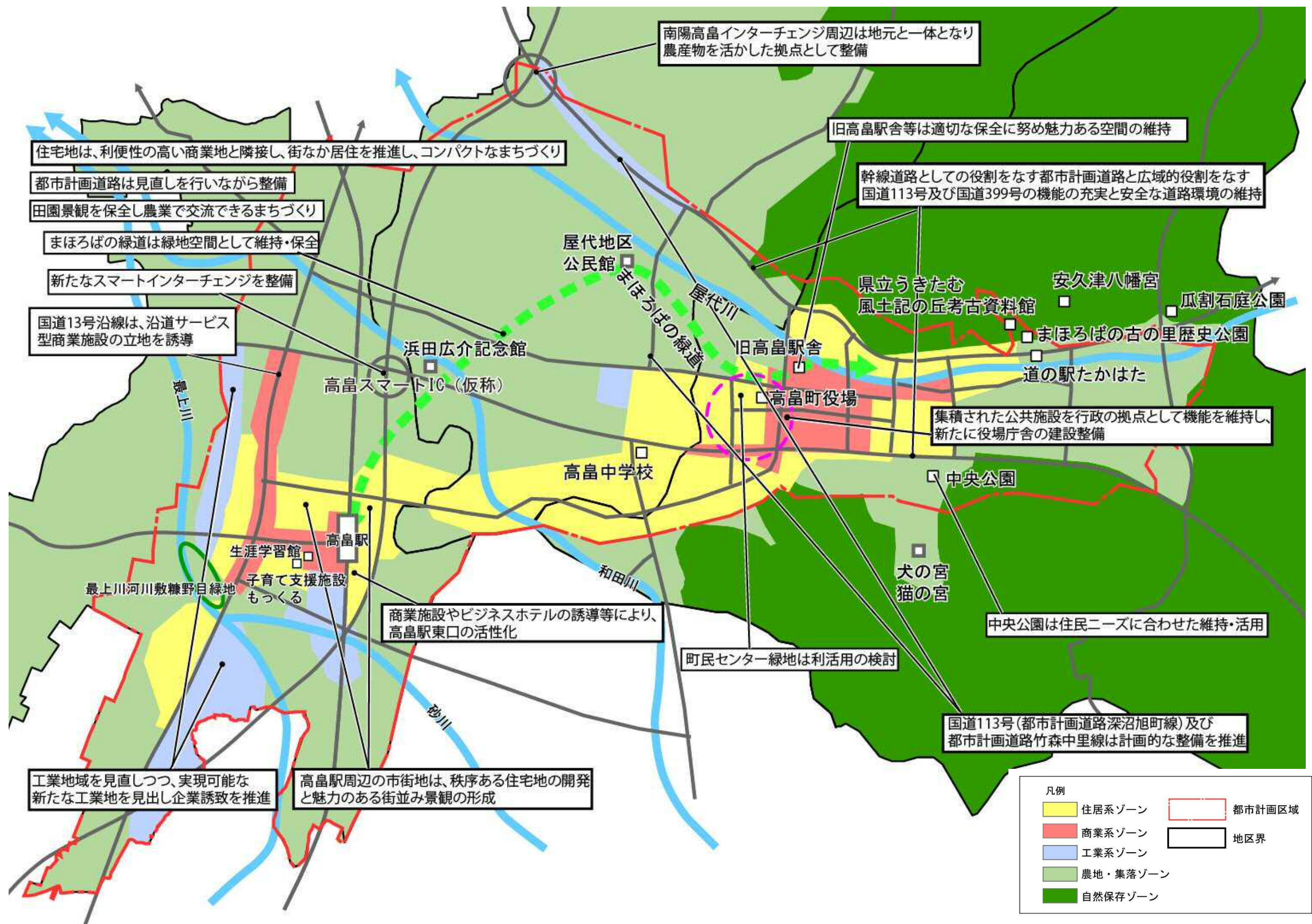
- 河川は、河川管理者との調整を図り、治水機能の維持・強化に努めます。
- 下水道は、地域の実情に応じた処理方式の検討による効率的な整備を推進します。

(3) 都市環境

- 本町の貴重な財産として、自然を維持・保全し、豊かな自然との共生や良好な都市環境の維持を図ります。
- 景観まちづくりについて住民・事業者・行政が協働して取り組めるよう『景観法』等様々な制度を活用しながら高畠町らしい景観づくりを推進します。
- より良い景観まちづくりの形成を目指すため、必要に応じて、景観地区の指定、景観農業振興地域整備計画、景観協定、地区計画の特例などの制度を活用します。
- 高畠駅周辺の市街地は、適正な指導・誘導による秩序ある住宅地の開発と魅力のある街並み景観の形成を図ります。
- 地震や水害など様々な災害のリスクに対し、より安全・安心なまちづくりを進めるため、地域の防災計画と整合を図りつつ、地域の防災体制の構築を図ります。
- 台風等の大規模災害に備えた防災機能の強化に取り組むとともに、河川空間の整備に向けた国や県への働きかけを進めます。

図 実現化方策図





第5章 参考資料

○高島町都市計画マスタープラン策定委員会設置規程

平成 13 年 3 月 8 日訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、高島町のまちづくり構想を明らかにし、その実現のために必要な施策の基本的な方針等を定めるため、高島町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高島町都市計画マスタープラン策定に関する事項について審議すること。
- (2) その他策定事務に関し、必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画財政課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる課の課長職にある者をもって充てる。

一部改正〔平成 29 年訓令 8 号〕

(会議)

第 4 条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。ただし委員長が特に必要と認めた場合は、協議事項に関係のある委員のみで開催することができるものとする。

(幹事会)

第 5 条 策定委員会に高島町都市計画マスタープラン策定委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる課の関係する補佐職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会の運営を円滑に行うため、幹事長を置き、建設課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、委員長の命を受けて高島町都市計画マスタープラン原案の作成を行う。

一部改正〔平成 29 年訓令 8 号〕

(庶務)

第 6 条 策定委員会及び幹事会の庶務は、建設課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか策定委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

別表（第3条、第5条関係）

(策定委員会)

委員長：副町長（渡部 富士男） 副委員長：企画財政課長（金子 昭一） 委員：総務課長（冨樫 雅彦）、福祉こども課長（八巻 裕一） 農林振興課長（深瀬 吉弘）、商工観光課長（八巻 洋樹） 建設課長（安部 裕一）、上下水道課長（志賀 浩二） 社会教育課長（菊地 誠）
--

(策定幹事会)

幹事長：建設課長（安部 裕一） 幹事：総務課長補佐（二階堂 洋幸）、福祉こども課長補佐（嶋倉 淳子） 農林振興課長補佐（竹田 恭一）、商工観光課長補佐（鈴木 享） 建設課長補佐（渡部 和浩）、上下水道課長補佐（今野 寿一） 社会教育課長補佐（青木 睦）
--

(庶務)

担当者：建設課 都市計画係長（我妻 和人）、主事（高橋 優太）、主事（中川 晴貴）

